

宇土市人権教育・啓発基本計画

【第3次改訂】

令和8年（2026年）3月

宇 土 市

宇土市人権教育・啓発基本計画【第3次改訂】にあたって

宇土市では、平成22年（2010年）に「宇土市人権教育・啓発基本計画」を策定し、その後の法制度等の整備や社会情勢の変化などを反映し、平成31年（2019年）に基本計画の第2次改訂を行い、様々な人権問題に対する啓発に取り組んでまいりました。

この間、社会の国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たな人権問題が顕在化しています。

国際社会においては、国連で「人権教育のための世界計画」を実施しているほか、平成27年（2015年）に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。ここに掲げられた17の目標は、すべてが人権と深いかかわりをもっています。

国内においては、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権に関する3つの法律が施行されました。

本市では、部落差別解消推進法の施行を受けて、令和2年（2020年）には「宇土市人権擁護に関する条例」を「宇土市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」へ改正しました。また、令和4年（2022年）には、初めての試みとして人権に関する市民意識調査を行ったところです。今回、変化し続ける人権をめぐる状況や市民意識調査の分析結果を反映させるよう、「宇土市人権教育・啓発基本計画【第2次改訂】」の基本的な考え方を踏まえたうえで、必要な見直しを行い改訂しました。

本計画では、「全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させること」を目標に掲げています。今後は、自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」づくりを市民の皆様とともに進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の改定にあたり、宇土市人権教育推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位にお礼を申し上げますとともに、市民意識調査やパブリックコメントに御協力をいただきました市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和8年3月

宇土市長 元松 茂樹

目次

第1章 基本計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 基本計画策定の意義.....	1
3 基本計画の位置づけ.....	1
4 計画の期間.....	2
5 人権を取り巻く動き.....	2
第2章 基本理念.....	3
1 人権の定義.....	3
2 人権教育・啓発の定義.....	3
3 人権教育・啓発の目標.....	4
第3章 人権をめぐる現状と課題（市民意識調査から）.....	5
1 人権全般に関すること.....	5
2 部落差別（同和問題）.....	10
3 女性の人権.....	14
4 子どもの人権.....	16
5 高齢者の人権.....	18
6 障がいのある人の人権.....	20
7 外国人の人権.....	22
8 感染症・難病等をめぐる人権.....	24
9 犯罪被害者等の人権.....	26
10 インターネットによる人権侵害.....	28
11 水俣病をめぐる人権.....	30
12 ハンセン病回復者及びその家族の人権.....	31
13 性的マイノリティをめぐる人権.....	33
14 様々な人権課題.....	35
第4章 人権教育・啓発の取組の方向.....	40
1 人権教育.....	41
2 人権啓発.....	43
第5章 推進体制と計画の検証.....	49
1 推進体制.....	49
2 基本計画の検証.....	51
資料編.....	52

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本市では、「日本国憲法」第11条に掲げられた人権尊重主義に基づき、①人権教育推進体制の充実、②指導者の育成、③人権学習機会の提供、④人権啓発・広報活動の推進の4つの項目を柱に、宇土市人権教育推進協議会を中心に様々な人権問題の解決に向けて取り組んできました。

「宇土市人権教育・啓発基本計画」【第3次改訂】(以下「基本計画」という。)は、人権を取り巻く社会状況の変化と、令和4年(2022年)に行った「宇土市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものです。前計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進していくために策定します。

2 基本計画策定の意義

基本計画を策定することには、次のような意義があります。

➤ 人権をめぐる現状を明らかにすること

本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があります。

➤ 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組むための基本的な方向を明確に示します。

➤ 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭、地域等それぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて推進する必要があります。それぞれに求められる役割を明らかにし、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

3 基本計画の位置づけ

基本計画は、国の「人権教育・啓発推進法」に基づく、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。人権教育・啓発の現状・課題を踏まえた、今後取り組むべき基本的な方向性を示します。また、市の最上位計画である宇土市総合計画をはじめ、国の「人権教

育・啓発に関する基本計画」、県の「熊本県人権教育・啓発基本計画」との整合を図ります。

4 計画の期間

本計画の期間は、2026年度から2035年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 人権を取り巻く動き

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたって、昭和23年(1948年)の国際連合(以下「国連」という。)総会において、「世界人権宣言」が採択されました。その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」と謳われ、地球上に生きる全ての人に対する基本的な人権の尊重こそが、世界の永久平和の基礎であることを確認しました。その後、いわゆる「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」等数多くの人権に関する条約が採択されました。また、平成6年(1994年)には、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、国際的にも人権教育・啓発への積極的な取組が求められました。また、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のSDGs^{*1}(持続可能な開発目標)の根底には、どれも人権尊重の考え方があります。

国内では、平成8年(1996年)に「人権擁護施策推進法」が制定され、平成12年(2000年)に制定された「人権教育・啓発推進法」には、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定されました。

さらに、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称：障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(通称：ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(通称：部落差別解消推進法)」の人権に関する3つの法律が施行されました。

市では、平成31年(2019年)に「宇土市人権教育・啓発基本計画【第2次改訂】」を策定し、令和2年(2020年)には「宇土市人権擁護に関する条例」を「宇土市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」へ改正しました。

こうした人権を取り巻く社会の変化や市民意識調査の結果を踏まえ、今般、「基本計画」の第3次改定を行うこととしました。これまでの取組の成果や手法を踏まえて、行政、学校、企業・民間

^{*1} SDGs(持続可能な開発目標)：2015年9月国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたものです。2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標、17のゴール・169のターゲットから構成されています。SDGsは発展途上国のみならず、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、あらゆる差別や偏見をなくす意識改革に努めていくため、今後は、新たな「基本計画」に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していきます。

第2章 基本理念

1 人権の定義

人権教育・啓発を推進していくためには、「人権とは何か」の共通認識を持つ必要があります。

「世界人権宣言」第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われています。人は、一人ひとりが、等しくかけがえのない尊い大切な存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。このことを踏まえ、この基本計画でいう「人権」を次のように定義します。

➤ 人権

自分らしく、安心して幸せに生活するために欠かすことのできない権利であり、誰もが平等に保障されるべき権利のこと。

2 人権教育・啓発の定義

「人権教育・啓発推進法」第2条（定義）、第3条（基本理念）に基づき、この基本計画における人権教育・啓発を次のように定義します。

➤ 人権教育

市民一人ひとりがその発達段階に応じて、人権尊重に対する認識を深め、正しく身につけることができるよう、あらゆる場、あらゆる機会を通じて行われる教育活動のこと。

➤ 人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、多様性を重んじる心を育み、人権問題を自分のこととして考え行動できる態度を身につけることができるよう、あらゆる場及び機会を通じて行われる啓発活動のこと。

3 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、全ての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成することをめざしており、人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、一人ひとりの市民の意識と具体的な行動にかかっています。研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、問題解決のための具体的な行動につながる技能等を生涯にわたる学習によって育むことにより、「人権尊重のまち」を目指します。

第3章 人権をめぐる現状と課題（市民意識調査から）

市民の人権意識を統計的に分析したうえで人権教育・啓発のニーズを把握し、市の施策や基本計画の基礎データとして活用することを目的に市民意識調査を実施しました。

- ◆調査の対象 住民基本台帳から無作為抽出した満18歳から満79歳までの男女2,000人
- ◆調査方法 郵送（郵送により調査対象者に調査票を送付し、郵送により回収）
- ◆調査期間 令和4年8月上旬～9月下旬
- ◆有効回収票 877票（43.9%）

1 人権全般に関すること

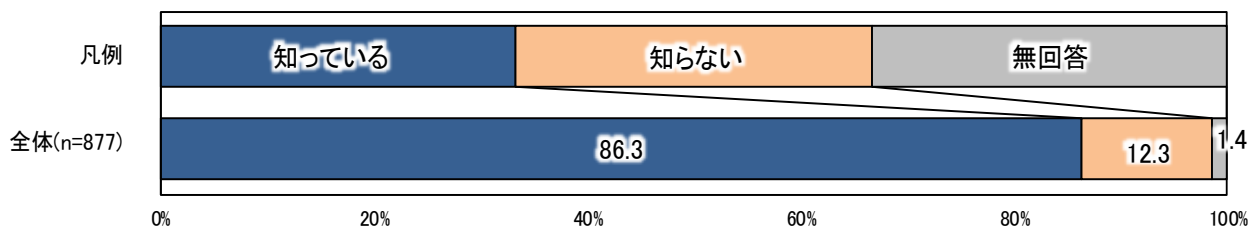
<現状と課題>

一人権に関する法律の認知度

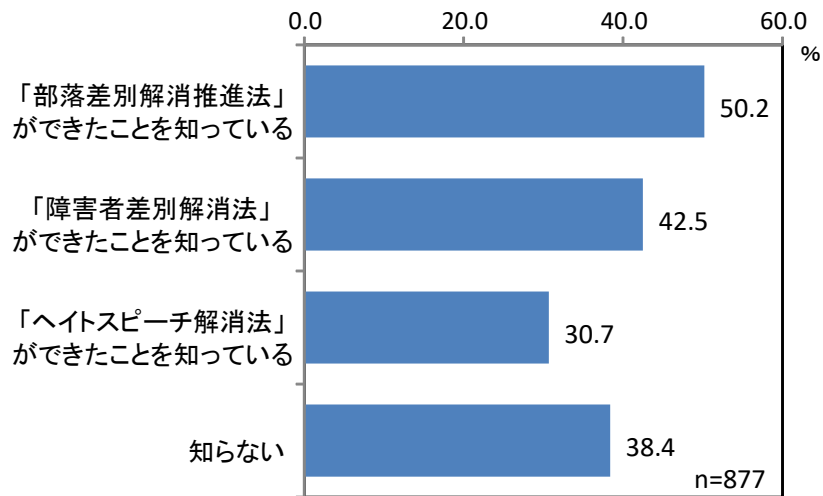
「基本的人権が憲法で保障されていること」は、全体の86.3%が「知っている」と回答しています。一方で、2016年に施行された人権に関する3つの法律（「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」）に関しては、いずれの法律も「知らない」が38.4%を占めていました。

上記の法律は、差別が存在する「社会の在り方を変えていく」ことで差別の解消を図ろうとするもので、これまでの人権に関する取組とは一線を画しています。しかし、そういった法律があることを私たち市民が知らなければ、法律の効力は十分に発揮されません。そのため、差別解消に向けたこれらの法律の周知を推進していく必要があります。

- ◆基本的人権は憲法で保障されていることを知っているか。



◆部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が施行されたことを知っているか。
(複数回答)

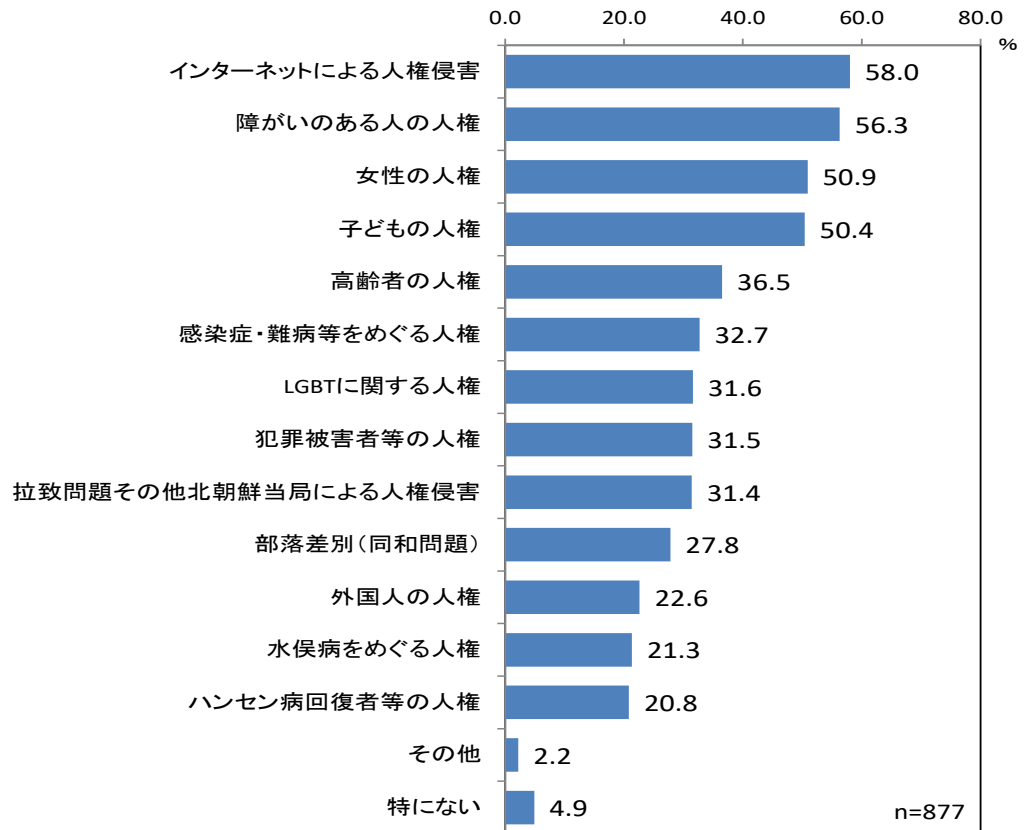


一人権問題への関心と意識

「関心がある、何とかしなければならぬ人権課題」の設問では、「インターネットによる人権侵害」、「障がいのある人の人権」、「女性の人権」、「子どもの人権」等に高い関心や問題意識が寄せられていることがわかりました。一方で、「部落差別（同和問題）」、「外国人の人権」、「水俣病をめぐる人権」、「ハンセン病回復者等の人権」について関心や問題意識をもつ人の割合は比較的低くなっています。

部落差別（同和問題）や水俣病問題、ハンセン病問題に対する関心が薄い原因は、これらの問題が自分とはかけ離れたもの、もしくは過去のものとして認識されていることにあると考えられます。自分の身近なところで、人権問題で悩み、苦しんでいる人がいるかもしれないという想像力を働かせることができるような人権教育・啓発に取り組む必要があります。

◆関心がある、何とかしなければならないと思う人権課題（複数回答）



一人権を侵害された経験の有無と侵害された場合の対応について

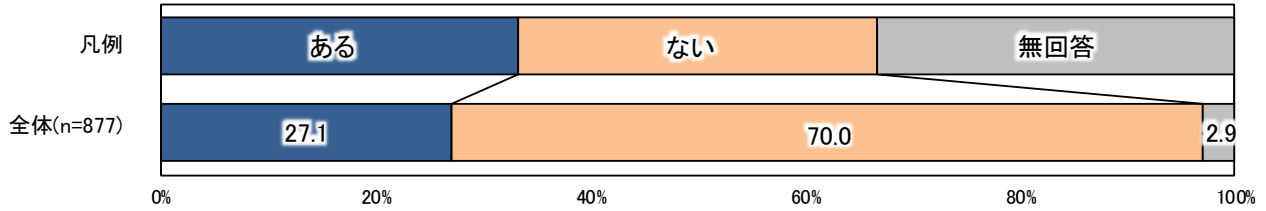
「人権を侵害された経験」が「ある」と回答した人の割合は 27.1%、「ない」が 70.0%でした。

性別で見ると「女性」は「男性」と比べて侵害された経験が「ある」人の割合が高くなっています。年齢別では「40 歳代」が侵害された経験が「ある」人の割合が高くなっており、人権が侵害されたと思う具体的な内容では、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」と回答した人の割合が 42.0%、「パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス」が 41.2%でした。

また、人権を侵害された場合の対応については、「身近な人に相談する」の 59.0%が最も高く、これに「相手に抵抗する」の 25.7%、「県や市の担当部署に相談する」の 19.3%が続いています。

しかし、人権侵害経験の有無別でみると、経験が「ある」人は、「黙って我慢する」の割合が高くなっていました。人権侵害を受けた場合に、安心して相談できる機関や人権擁護に関する制度の一層の周知を図る必要があります。

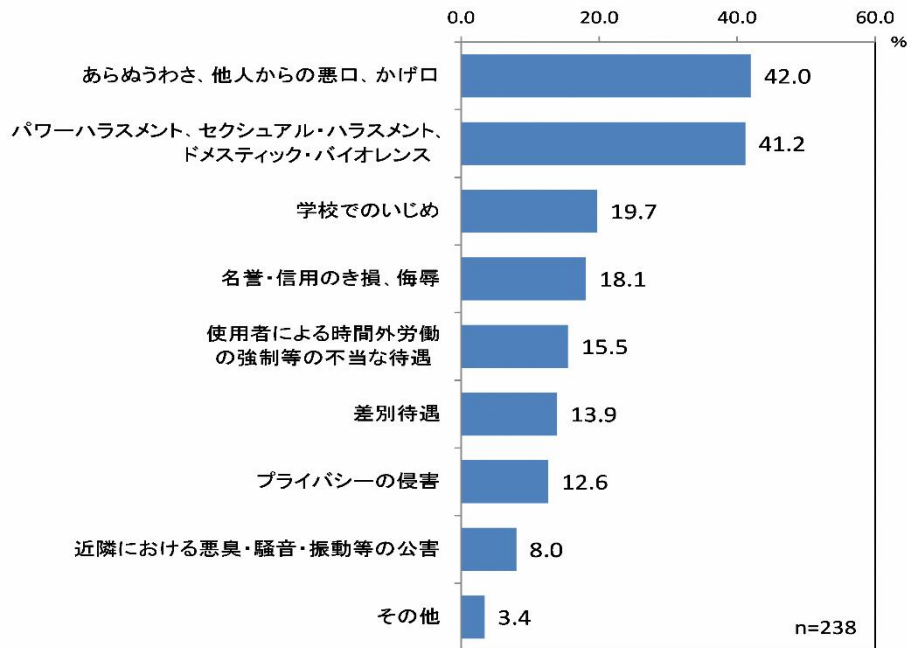
◆人権が侵害されたと思ったことがあるか。



◆人権が侵害されたと思ったことがあるか。(性別・年齢別の集計)

	合計	ある	ない	無回答
全体	877 100.0%	238 27.1%	614 70.0%	25 2.9%
【性別】				
男性	361 100.0%	81 22.4%	274 75.9%	6 1.7%
女性	491 100.0%	148 30.1%	324 66.0%	19 3.9%
その他	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
答えたくない	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%
無回答	18 100.0%	6 33.3%	12 66.7%	0 0.0%
【年代別】				
～29歳	91 100.0%	24 26.4%	66 72.5%	1 1.1%
30歳代	76 100.0%	21 27.6%	53 69.7%	2 2.6%
40歳代	123 100.0%	44 35.8%	78 63.4%	1 0.8%
50歳代	176 100.0%	53 30.1%	120 68.2%	3 1.7%
60歳代	209 100.0%	57 27.3%	146 69.9%	6 2.9%
70歳以上	174 100.0%	29 16.7%	133 76.4%	12 6.9%
答えたくない	7 100.0%	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%
無回答	21 100.0%	6 28.6%	15 71.4%	0 0.0%

◆人権が侵害されたと思う具体的な内容（複数回答）



◆人権を侵害された場合にどう対応するか（複数回答）

	合計	黙って我慢する	相手に抵抗する	身近な人に相談する	委員に相談する 法務局または人権擁護	相談する 県や市の担当部署に	その他	わからない
全体	877	165 18.8%	225 25.7%	517 59.0%	136 15.5%	169 19.3%	24 2.7%	69 7.9%
【性別】								
男性	361	52 14.4%	120 33.2%	180 49.9%	82 22.7%	87 24.1%	13 3.6%	28 7.8%
女性	491	103 21.0%	97 19.8%	326 66.4%	53 10.8%	79 16.1%	9 1.8%	41 8.4%
その他	4	2 50.0%	1 25.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
答えたくない	3	2 66.7%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	18	6 33.3%	6 33.3%	6 33.3%	1 5.6%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%
【年代別】								
～29歳	91	30 33.0%	30 33.0%	64 70.3%	6 6.6%	4 4.4%	2 2.2%	3 3.3%
30歳代	76	17 22.4%	22 28.9%	51 67.1%	7 9.2%	11 14.5%	4 5.3%	3 3.9%
40歳代	123	28 22.8%	37 30.1%	79 64.2%	9 7.3%	13 10.6%	3 2.4%	13 10.6%
50歳代	176	30 17.0%	38 21.6%	113 64.2%	29 16.5%	37 21.0%	4 2.3%	14 8.0%
60歳代	209	29 13.9%	51 24.4%	107 51.2%	45 21.5%	48 23.0%	6 2.9%	20 9.6%
70歳以上	174	20 11.5%	36 20.7%	91 52.3%	38 21.8%	52 29.9%	4 2.3%	15 8.6%
答えたくない	7	4 57.1%	4 57.1%	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	21	7 33.3%	7 33.3%	9 42.9%	1 4.8%	3 14.3%	1 4.8%	1 4.8%
【人権侵害経験の有無】								
ある	238	97 40.8%	68 28.6%	121 50.8%	28 11.8%	28 11.8%	14 5.9%	8 3.4%
ない	614	62 10.1%	153 24.9%	390 63.5%	107 17.4%	140 22.8%	10 1.6%	58 9.4%
無回答	25	6 24.0%	4 16.0%	6 24.0%	1 4.0%	1 4.0%	0 0.0%	3 12.0%

2 部落差別（同和問題）

<現状と課題>

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

同和对策審議会答申^{※2}では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べています。

また、その答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。

この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）に制定された「同和对策事業特別措置法」等に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発等の取組が行われてきました。

しかしながら、全国的に今なお誤った意識から、差別発言や結婚差別に加えて、インターネット上の差別的な書き込みや市町村への土地差別調査、あるいは、一部の司法書士等による戸籍謄本等の不正取得等の事案が発生しています。

このような状況の中、平成28年（2016年）12月には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとして、「部落差別の解消の推進に関する法律（通称：「部落差別解消推進法」）」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

このような動きを受け、本市でも引き続き、部落差別（同和問題）の解決を重要課題として位置づけ、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、平和で明るい地域社会の実現を目指して各種の施策を推進しています。

市民意識調査では、部落差別（同和問題）に関して起きていると思う人権問題は、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答した人の割合が52.8%、「身元調査をされること」が39.6%、「差別的な言動をされること」が34.1%でした。また、部落差別（同和問題）を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」人が49.5%、「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた」が15.8%、

※2 同和对策審議会答申：昭和35年（1960年）に総理府に設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年（1965年）8月に出した答申のことです。この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促す等その後の同和对策の基礎となりました。

「部落差別（同和問題）は知っているが、きっかけは覚えていない」が7.1%でした。

子どもの結婚相手が部落出身と分かった場合は、「子どもの意思を尊重する。親が口だしすべきことではない」と回答した人が76.3%と最も高い割合を占めました。部落差別(同和問題)を理由に結婚を反対された場合については、「親が反対しても説得し、結婚する」が51.5%、「自分の意志を貫いて結婚する」34.6%でした。

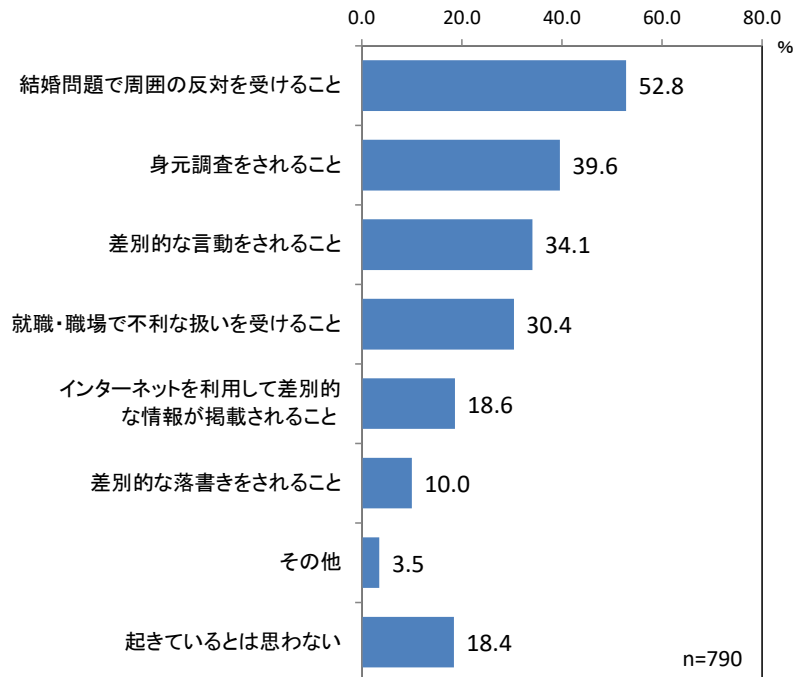
部落差別（同和問題）について、「知らない人まで知ってしまうから、そっとしておいたほうがよくなるのではないか」という、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。この考え方に対しては、「部落差別に対して間違った考えを持っている人がいるので、学校や地域で正しく研修する必要がある」と回答した人の割合が61.3%、「部落差別はいまだに残っているので、さらなる市民への啓発が必要である」が26.1%でした。

差別の現実に対する理解を共有し、理不尽な差別を許さない市民を更に全体に浸透させるよう、啓発活動を今後も継続する必要があります。

就職や結婚等の場合に部落出身かどうかを調べることについては、「調べるべきではない」と回答した人の割合が64.3%と最も高く、これに「仕方がない」の13.7%、「わからない」の12.3%が続きました。個人の出自を暴く行為の根底には、偏見や差別意識があることが考えられます。このような行為は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を啓発により、更に広めていく必要があります。

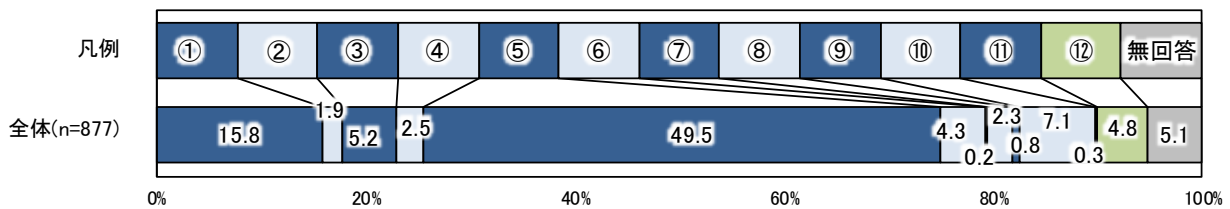
今後も、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、地域での細やかな啓発活動を一層推進していきます。

◆部落差別（同和問題）に関して起きていると思う人権問題（複数回答）

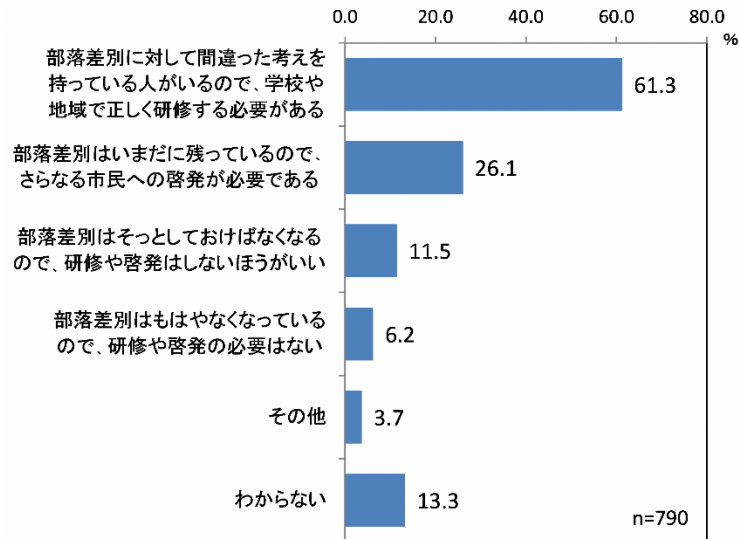


◆部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

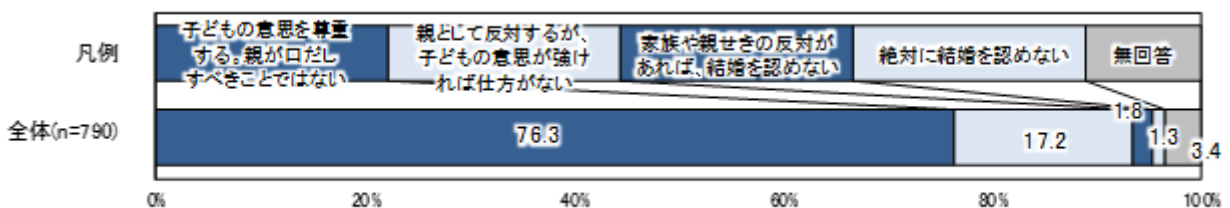
- ① 家族(祖父母、父母、兄弟姉妹等)から聞いた
- ② 親せきや知人から聞いた
- ③ 職場の人から聞いた
- ④ 友だちから聞いた
- ⑤ 学校の授業で教わった
- ⑥ テレビ・ラジオ・新聞・本で知った
- ⑦ インターネットで知った
- ⑧ 部落差別の集会や研修会で知った
- ⑨ 県や市の広報紙や冊子等で知った
- ⑩ 部落差別(同和問題)は知っているが、きっかけは覚えていない
- ⑪ その他
- ⑫ 部落差別(同和問題)を知らない



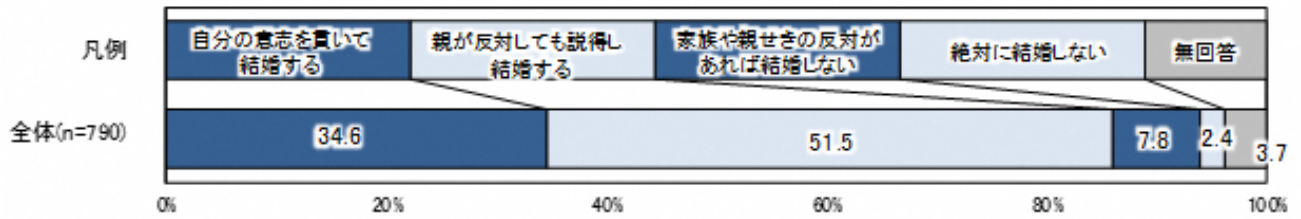
◆部落差別（同和問題）に対する考え（複数回答）



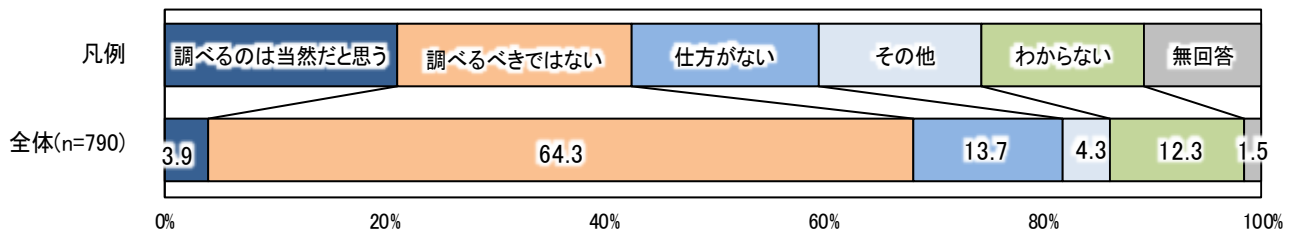
◆仮に、自分の子どもの結婚相手が部落出身と分かった場合、どうするか。



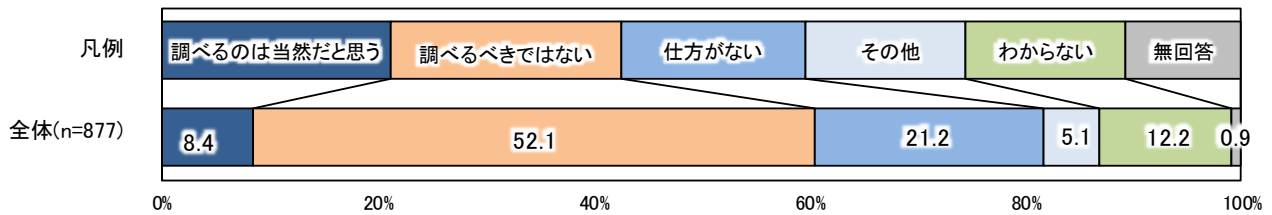
◆仮に、自分が結婚しようとしたとき、親や親せきから部落差別（同和問題）を理由に反対を受けたらどうするか。



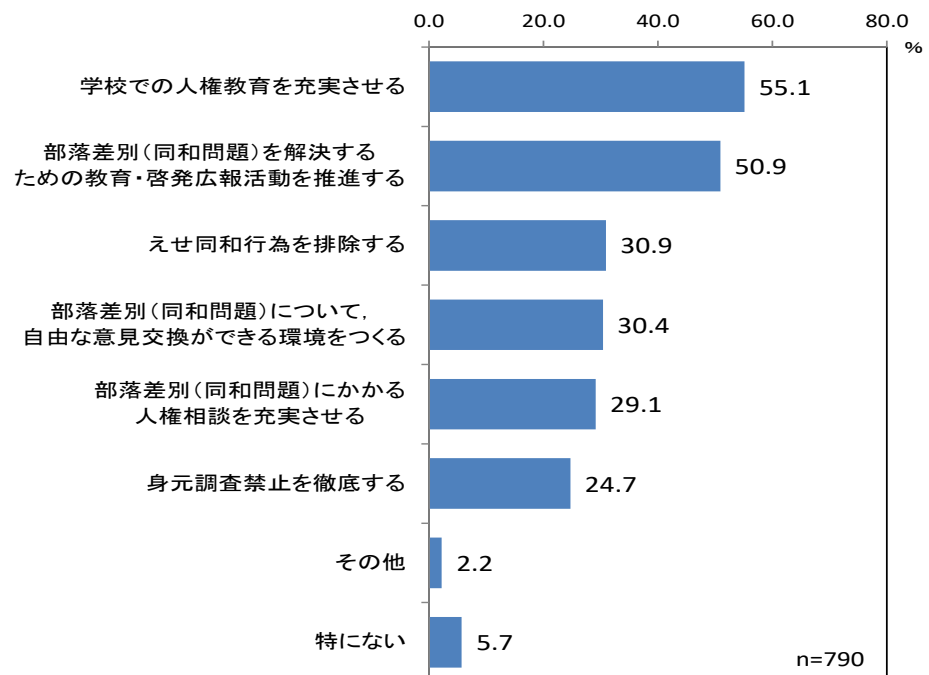
◆就職や結婚等の際に部落出身かどうかを調べることについて



◆就職や結婚等の際に本人や家族の職業・学歴・収入財産・病歴などを調べることについて



◆部落差別（同和問題）の解決に必要なこと（複数回答）



3 女性の人権

<現状と課題>

法の下では女性の人権を守る様々な制度が整備され、女性が社会に進出し、あらゆる分野で活躍する姿が多く見られるようになりましたが、依然として、日本古来の社会的・文化的背景があり、セクシュアル・ハラスメント^{※3}（以下「セクハラ」という。）、ドメスティック・バイオレンス^{※4}（以下「DV」という。）等課題も多く残されているのが現状です。

本市では、平成16年（2004年）に「宇土市男女共同参画推進条例」を制定しており、平成31年（2019年）には「第3次宇土市男女共同参画推進計画～ひと（男女）・まち・みらい輝きプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。

市民意識調査では、女性に起きていると思う人権問題は、「職場において差別待遇を受けること」と回答した人の割合が55.5%、「男女の固定的な役割分担意識」が53.4%、「セクハラ」が51.5%でした。女性に対する暴力は、女性の基本的人権を踏みにじる行為であり、いかなる場合も決して許されるものではありません。さらに、子どもの面前で行われるDVは、子どもへの心理的虐待でもあります。女性への暴力を未然に防ぐための意識啓発活動や、相談・支援体制の更なる充実、一時保護や母子生活支援施設等への入所を含めた関係機関との連携強化を今後も継続して行います。

女性の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の妨げとならないような環境を整備する」と回答した人の割合が71.3%でした。就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備を社会に促し、育児・介護サービスの充実を図ることが喫緊の課題です。加えて、長時間労働や職場優先意識の解消、男性の家庭・地域生活への参画等今の社会全体の働き方を見直すことが求められています。

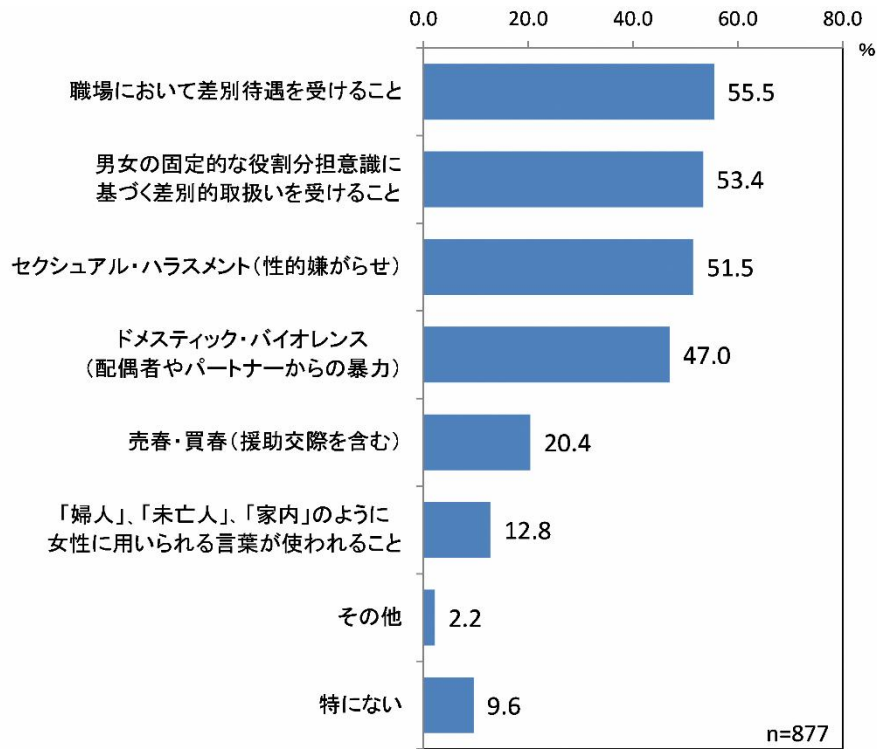
女性の人権については、まだ様々な課題が残っているのは事実ですが、女性を取り巻く問題に対する社会の取組は、近年の多様な社会情勢を背景として急速な進展を遂げています。それに伴い、社会の関心も大きく、女性が更に飛躍する大きなチャンスを迎えているのもまた事実です。

今後も、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指していきます。

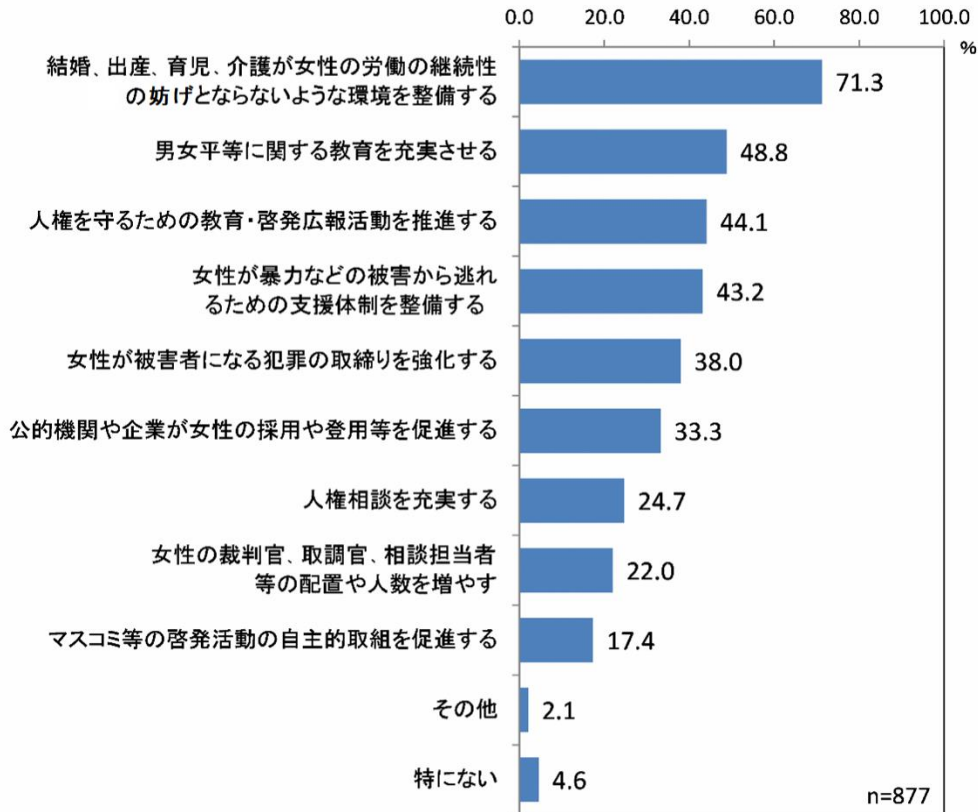
※3 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等様々な態様のものが含まれます。

※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫や恋人等親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力等様々な形での暴力が存在します。

◆女性に起きていると思う人権問題（複数回答）



◆女性の人権を守るために必要なこと（複数回答）



4 子どもの人権

＜現状と課題＞

少子化や核家族化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、オンラインゲームやSNS^{※5}等の普及により異年齢間での触れ合う機会が少なくなり、社会性や協調性が育ちにくくなっています。このような中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、学校、行政、市民等社会全体で子どもを支えていくことが必要となっています。

家庭においては、経済的な問題や育児環境の問題等に伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待事案が本市においても依然として発生しています。また、近年では、「ヤングケアラー^{※6}」という家庭内でケアタスクを負わされ、孤立した状態にある子どもたちのことが、子どもの人権問題として取り上げられています。

学校においては、いじめや不登校等の課題を抱えています。そのため本市では、教育支援センター「ほっとスペース」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を充実させていく必要があります。

地域社会においては、「子どもの権利条約」の周知等の取組を通じて、子どもの権利に対する市民の意識も徐々に高まっているものの、より一層啓発に努める必要があります。このため、民生委員・児童委員や主任児童委員、家庭児童相談員等子どもの人権問題にも深く関わりがある関係者の資質向上を通じて、子どもの権利に関する市民への啓発に取り組む必要があります。

市民意識調査では、子どもの人権問題に対して関心を寄せている市民が多いことが分かりました。子どもに起きていると思う人権問題では、「いじめ」と回答した人の割合が83.1%、「虐待」が78.3%、「貧困問題により食事ができない子どもがいること」が53.1%でした。

子どもの人権を守るために必要なことを聞いたところ、「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」ことが67.4%、「虐待・体罰等の禁止を徹底させる」ことが53.2%、「人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」ことが48.0%でした。

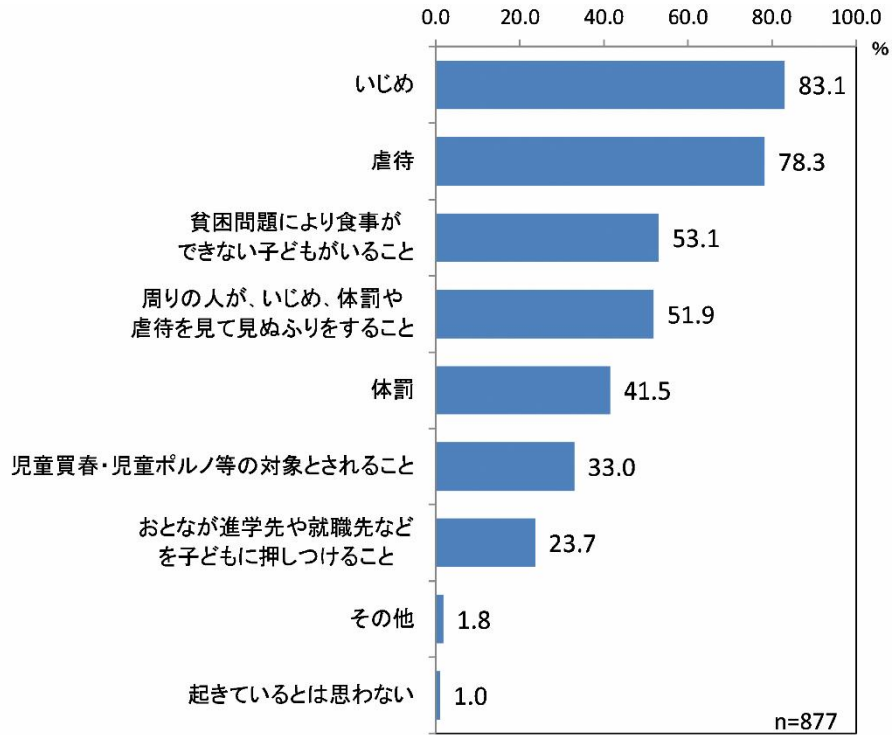
国は、子どもに関する取組「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁を設置するとともに、令和5年（2023年）5月に「こども基本法」を制定しました。本市では、令和7年（2025年）3月に「宇土市こどもどまんなか計画（第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、各種施策に取り組んでいます。

今後も、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市民等がそれぞれの役割を果たし、更に相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制や子どもの居場所づくりを推進していきます。

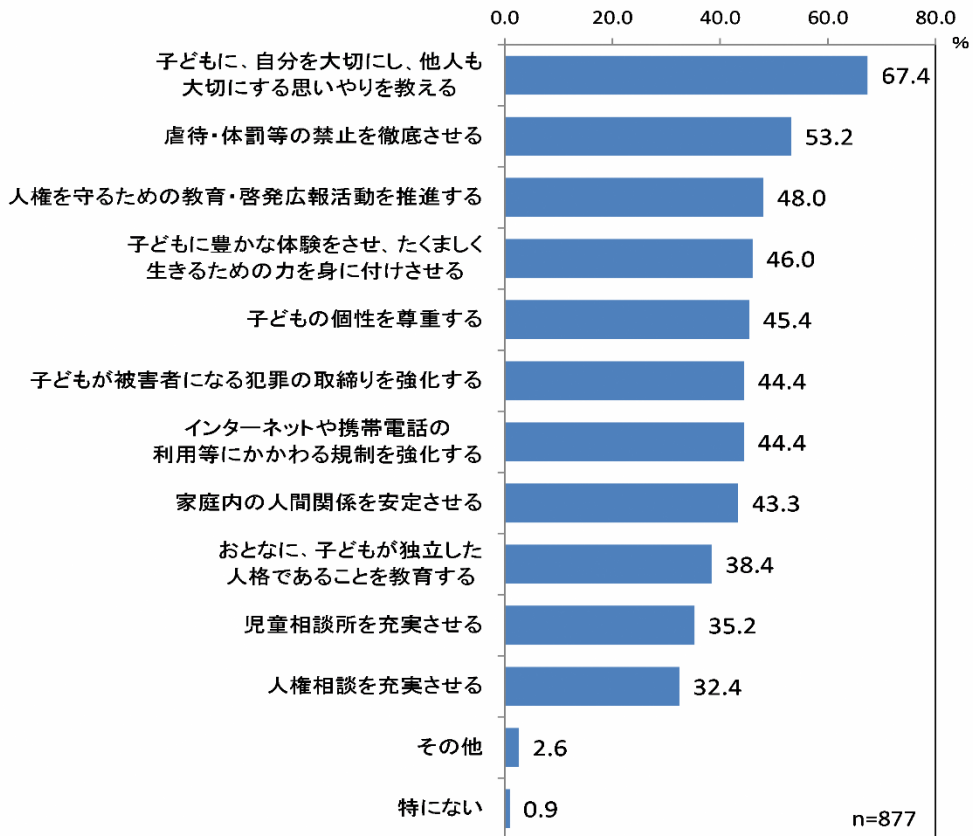
※5 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの通称で、利用者間のコミュニケーションを目的としたフェイスブック等の会員制サービス又はサービスを提供するウェブサイトのことです。

※6 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がない等子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものことをいいます。

◆子どもに起きていると思う人権問題



◆子どもの人権を守るために必要なこと



5 高齢者の人権

<現状と課題>

我が国では高齢化が急速に進展していますが、本市においても、市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は31.2%（令和7年（2025年）3月末現在）に達しています。2040年には37.3%になることが見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で、個人としての尊厳を維持しながら、自立した生活を送ることができる社会の構築は喫緊の課題です。

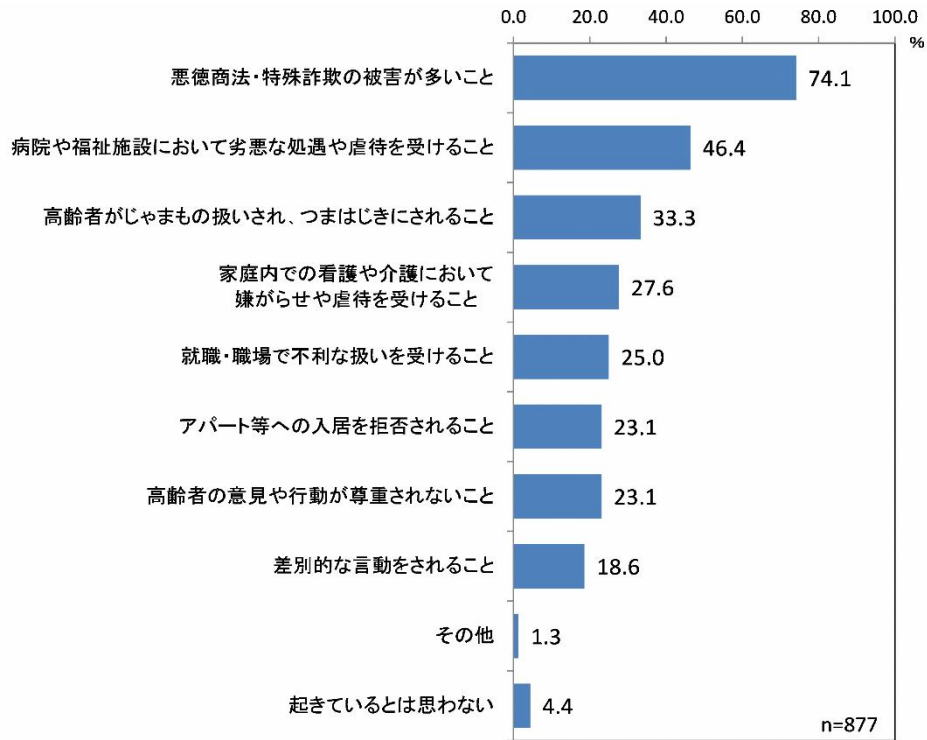
また、可能な限り生涯現役で働きたい、あるいは培った経験や能力を生かしてボランティアや社会活動等で地域に貢献したいという高齢者も少なくありません。高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができ、更に地域社会に貢献できるよう、ボランティア活動等社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

市では、令和3年（2021年）に策定した「宇土市地域福祉計画」に基づき、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、高齢者等の福祉の各種施策に取り組んでいます。同年に策定した「第8期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」でも、「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち宇土」という基本理念のもと、市民・行政・関係団体との連携により計画を推進しています。更に、令和5年（2023年）に策定した「第6次宇土市総合計画後期基本計画」においては、保健・医療・介護の包括的なケア体制による、高齢者の自立支援、生活支援の推進を明記しています。

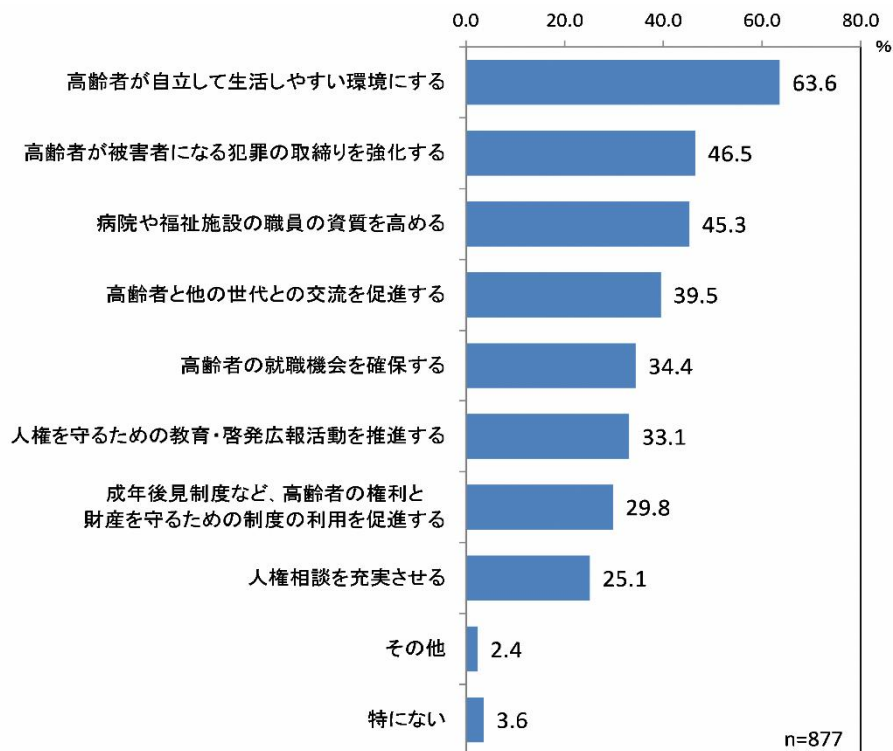
市民意識調査では、高齢者に起きていると思う人権問題は、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」と回答した人の割合が74.1%、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」が46.4%、「高齢者がじゃまもの扱いされ、つまはじきにされること」が33.3%でした。また、高齢者の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」を回答した人の割合が63.6%、「高齢者が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が46.5%、「病院や福祉施設の職員の資質を高める」が45.3%でした。

高齢者の人権と自立が尊重され、互いに支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのために、今後も人権啓発を進めていきます。

◆高齢者に起きていると思う人権問題（複数回答）



◆高齢者の人権を守るために必要なこと（複数回答）



6 障がいのある人の人権

<現状と課題>

障がいのある人に対する家庭や施設での虐待事件や財産の侵害、障がいのある人を狙った犯罪等障がいのある人を取り巻く環境には多くの課題があります。また、障がいのある人に対する無理解や無関心から、偏見、差別の問題が根強く残っています。

令和5年度に実施された宇土市第4期障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査報告書によると、市全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は、17.5%に留まっています。

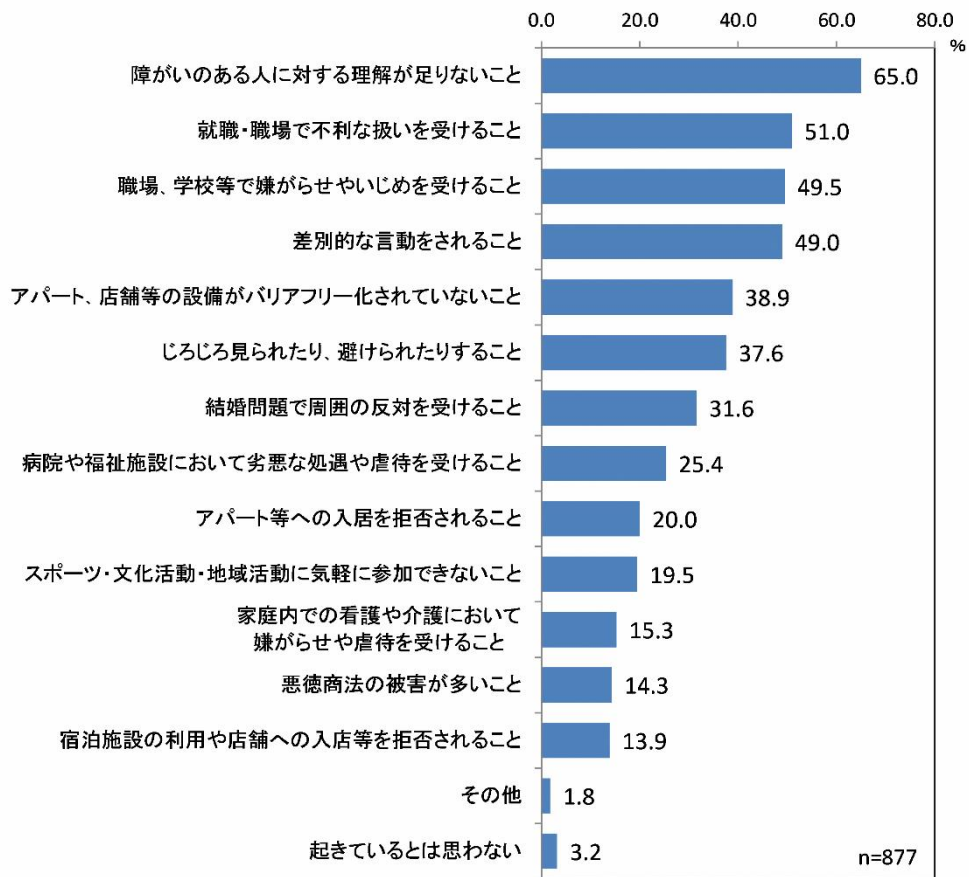
平成28年(2016年)に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:「障害者差別解消法」)」においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す」と規定されました。障がいのある人に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進等が求められています。

本市では、「宇土市第4期障がい者プラン」を令和6年(2024年)に策定し、障がいのある人、ない人にかかわらず、誰もがいきいきと安心して暮らせる共生社会の実現を目指して様々な施策を展開しています。また、平成30年(2018年)に策定した「宇土市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」では、市役所の日常業務において、合理的な配慮を行うことを市の責務として定めています。

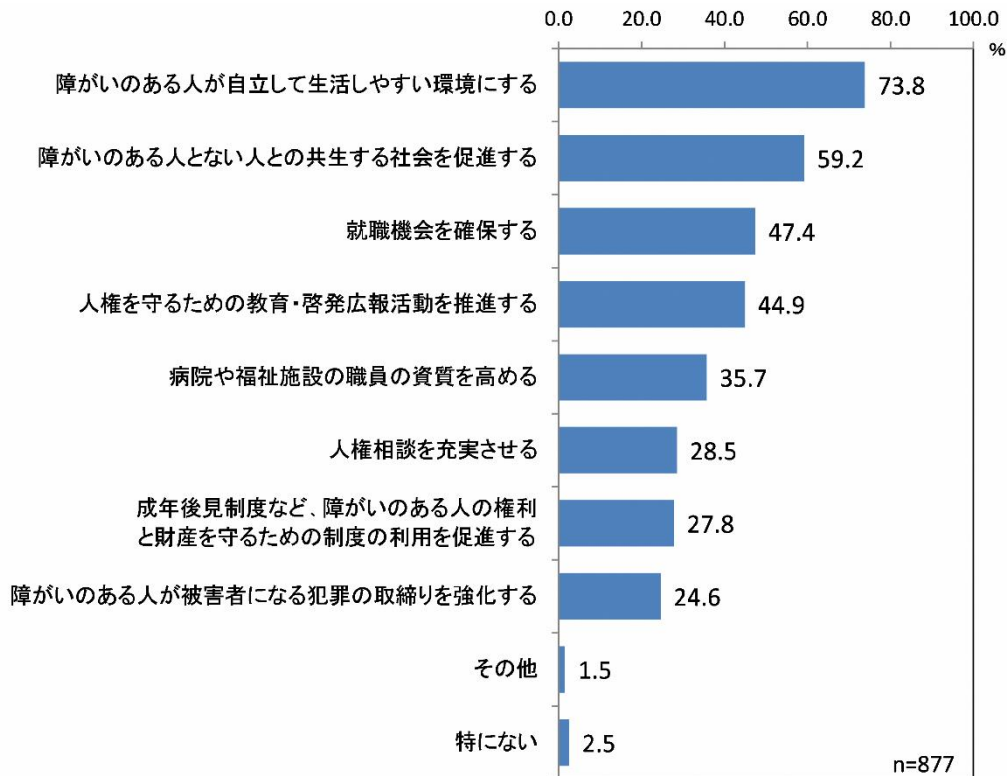
市民意識調査では、障がいのある人の人権問題は、「障がいのある人に対する理解が足りないこと」を回答した人の割合が65.0%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が51.0%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が49.5%でした。障がいのある人の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」ことが73.8%、「障がいのある人とない人との共生する社会を促進する」ことが59.2%、「就職機会を確保する」ことが47.4%でした。

障がいは様々な種類があり、誰でも当事者や関係者になりうることです。日常の暮らしの中で、障がいのある人の主体性・自立性が尊重され、社会へ積極的に参加し、その能力が十分発揮できるよう、家庭や地域、関係機関等のネットワークを充実させるとともにあらゆる機会を通して啓発活動を展開する等障がいについての正しい理解を促進する必要があります。

◆障がいのある人に起きていると思う人権問題（複数回答）



◆障がいのある人の人権を守るために必要なこと（複数回答）



7 外国人の人権

<現状と課題>

本市における外国人登録者数は、令和7年（2025年）3月末現在で474人と増加傾向にあります。県内では海外企業の製造工場が建設されることに伴い、多くの外国人労働者やその家族の移住が見込まれており、社会が一層グローバル化する中で、私たちの意識も変化を求められています。

しかしながら、現状では、就労差別や入居・入店拒否等日常生活における差別事案が、依然として発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する、いわゆるヘイトスピーチ^{※7}と呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案も見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの差別事案発生の背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在等が挙げられます。

国においては、平成28年（2016年）に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（通称：「ヘイトスピーチ解消法」）」が制定されています。

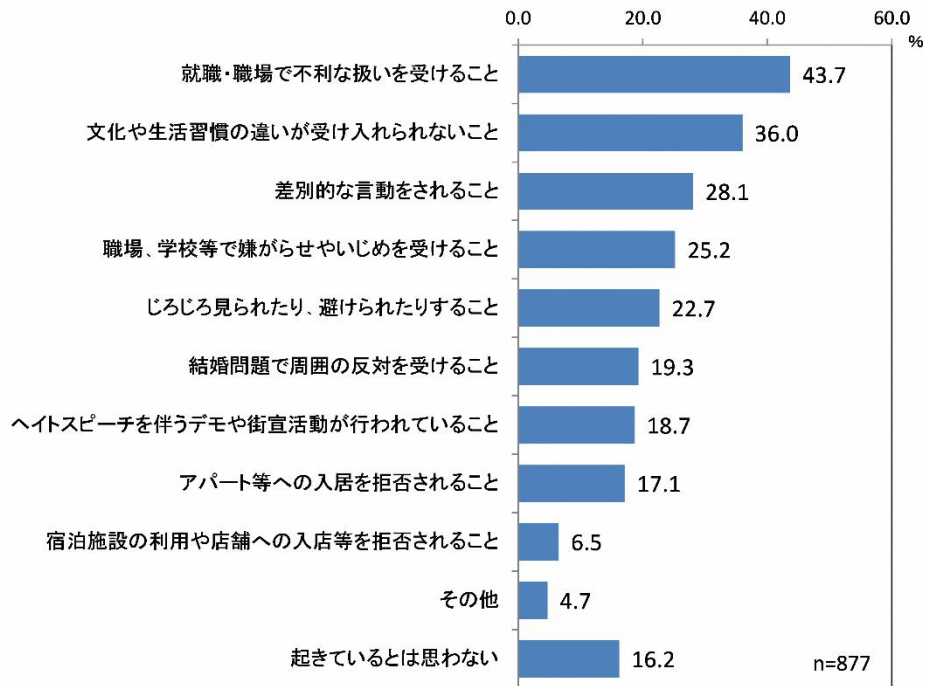
市民意識調査では、「「ヘイトスピーチ解消法」ができたことを知っている」と回答した人の割合は、30.7%でした。（p6）また、日本に居住している外国人に起きている人権問題は「就職・職場で不利な扱いを受けること」を回答した人が43.7%、「文化や生活習慣の違いが受け入れられないこと」が36.0%、「差別的な言動をされること」が28.1%でした。また、日本に居住している外国人の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「外国人と日本人との交流を進める機会を増やす」ことが53.7%、「外国人の雇用環境の改善に努める」ことが51.7%、「外国の文化や生活習慣への理解を深める」ことが50.5%でした。

全ての外国人にとって生活しやすい環境が更に整備・促進されるよう、今後行政だけでなく、学校、企業・民間団体、市民等が外国人の人権についての関心をより一層高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、安心して暮らしていける地域づくりを進めていく必要があります。

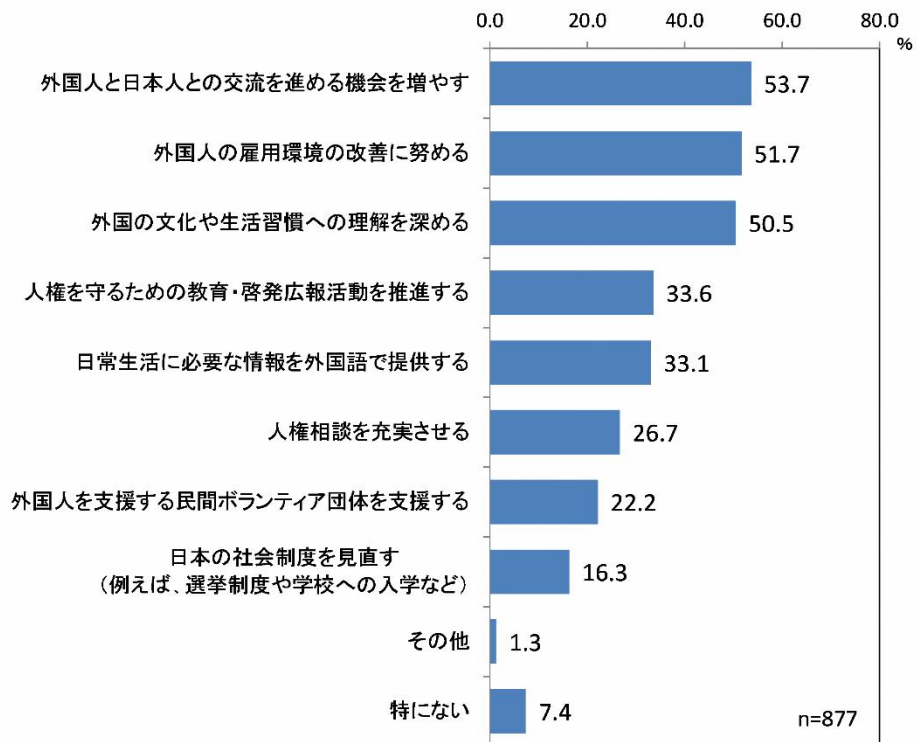
また、文化の違い等による外国人に対する偏見や差別を解消するためにも、様々な活動を通して交流を深め、相互理解につなげることが重要であり、そのためには、市民一人ひとりが職場や地域社会の中で国際人としての意識を持ち、国際理解を深めることが必要です。更にお互いが、同じ地域社会を構成する市民として共に生きることができるよう、言葉や習慣の違いを認め合い、それぞれの民族が異なった歴史や文化を持つことを尊重することも必要です。

^{※7} ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

◆日本に居住している外国人に起きていると思う人権問題



◆日本に居住している外国人の人権を守るために必要なこと



8 感染症・難病等をめぐる人権

<現状と課題>

医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族等に対する様々な人権問題が生じています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和2年（2020年）に世界的に感染が拡大しました。感染者が確認された地域では、感染者やその家族、関係者に対して、職場や学校等での心ない言動、不適切な扱いや人権に関わるような事例が発生しました。また、医療従事者やその家族等に対する、不適切な扱いや、いやがらせ、SNSなどでの誹謗中傷などが問題となりました。

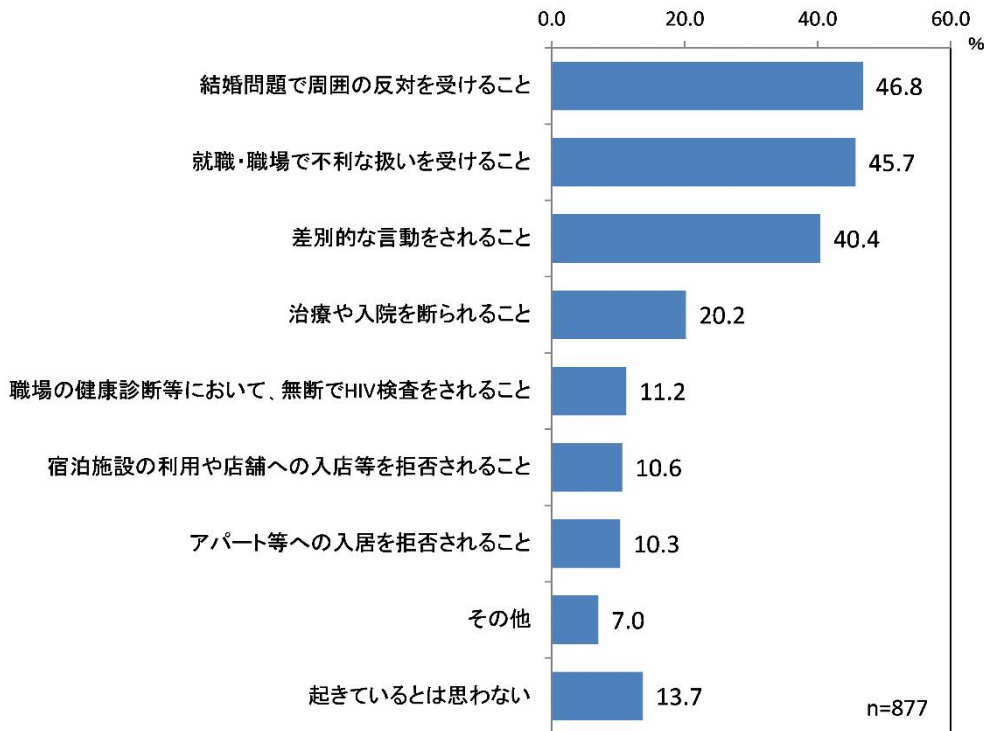
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、日常生活で感染することはないにもかかわらず、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、日常生活において患者に対する差別や偏見があります。

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病をいいます。長期にわたり療養を必要とするため、経済的、精神的にも大きな負担がかかります。また、難病の種類は多く、様々な病気の特徴があり、個人差があります。病気による外見上の変化があまりない人もおり、病気に対する無理解や偏見から、心ない言葉をかけられたり、就学、就労、結婚等社会生活のあらゆる場面で差別に遭ってしてしまう事例も少なくありません。

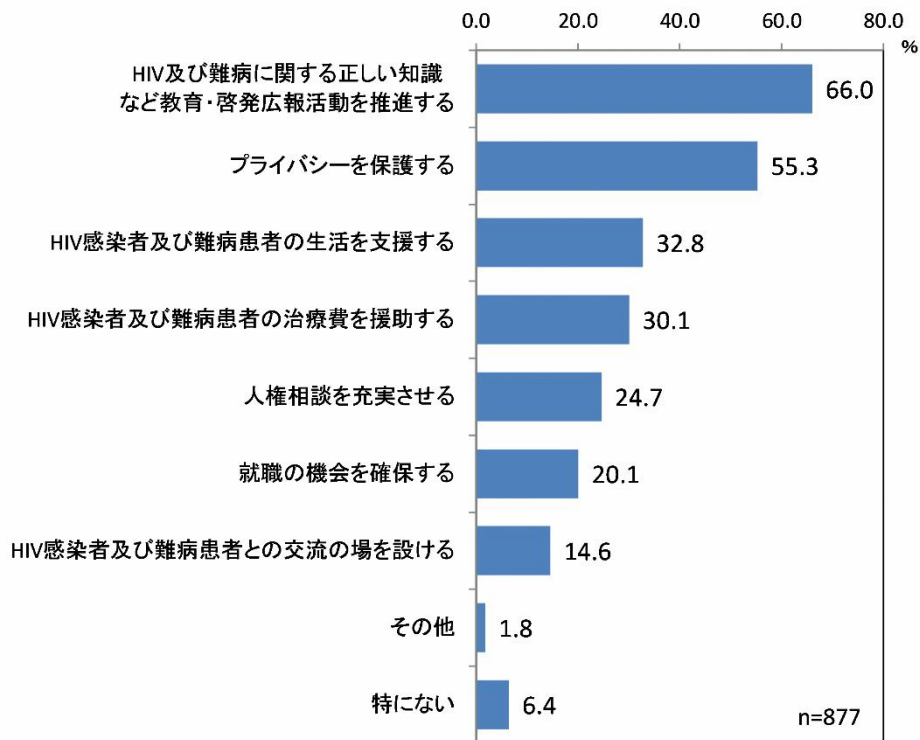
市民意識調査では、HIV 感染症及び難病患者やその家族の人権問題は、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を回答した人の割合が46.8%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が45.7%、「差別的な言動をされること」が40.4%でした。また、HIV 感染症及び難病患者やその家族の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「HIV 及び難病に関する正しい知識など教育・啓発広報活動を推進する」ことが66.0%、「プライバシーを保護する」が55.3%でした。

感染者やその家族、難病患者等が地域で安心して生活できるよう、感染症や難病に対する正しい情報・知識の普及や、人権への配慮についての啓発を更に進めていく必要があります。

◆HIV 感染症及び難病患者やその家族に起きていると思う人権問題（複数回答）



◆HIV 感染症及び難病患者やその家族の人権を守るために必要なこと（複数回答）



9 犯罪被害者等の人権

<現状と課題>

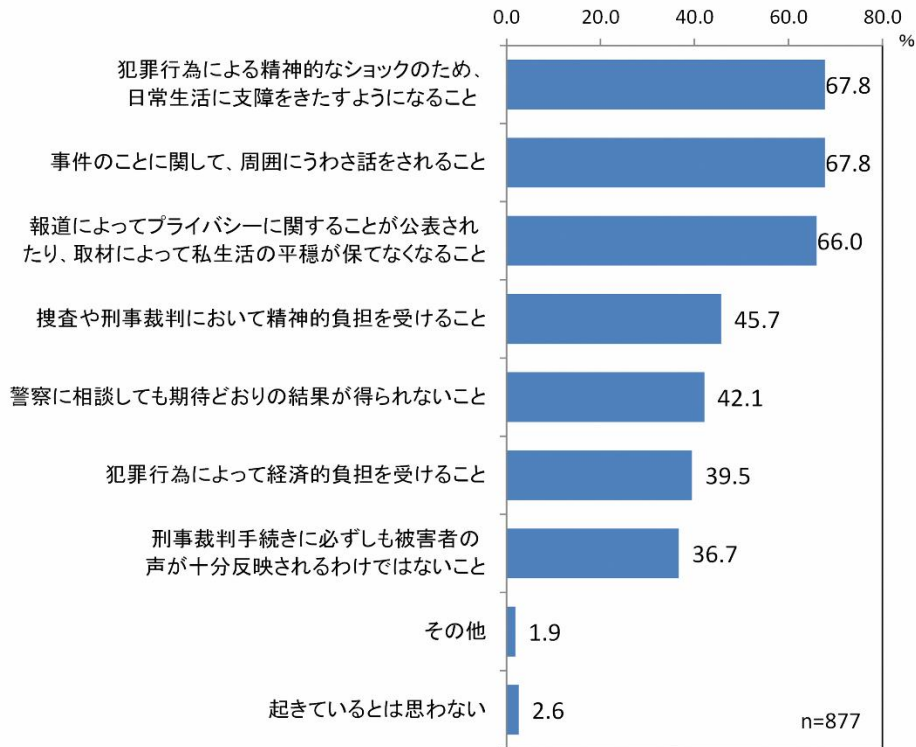
県においては、犯罪被害に遭った人やその家族等に支援を行うため、令和2年（2020年）に「熊本県犯罪被害者等支援条例」を制定し、各種施策が進められています。本市では、犯罪被害者等からの相談や問合せ窓口を総務課に設置しています。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等によって生じる精神的な被害や治療費の支出等に伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道による二次的被害を受ける場合があります、更に苦しんでいる状況にあります。

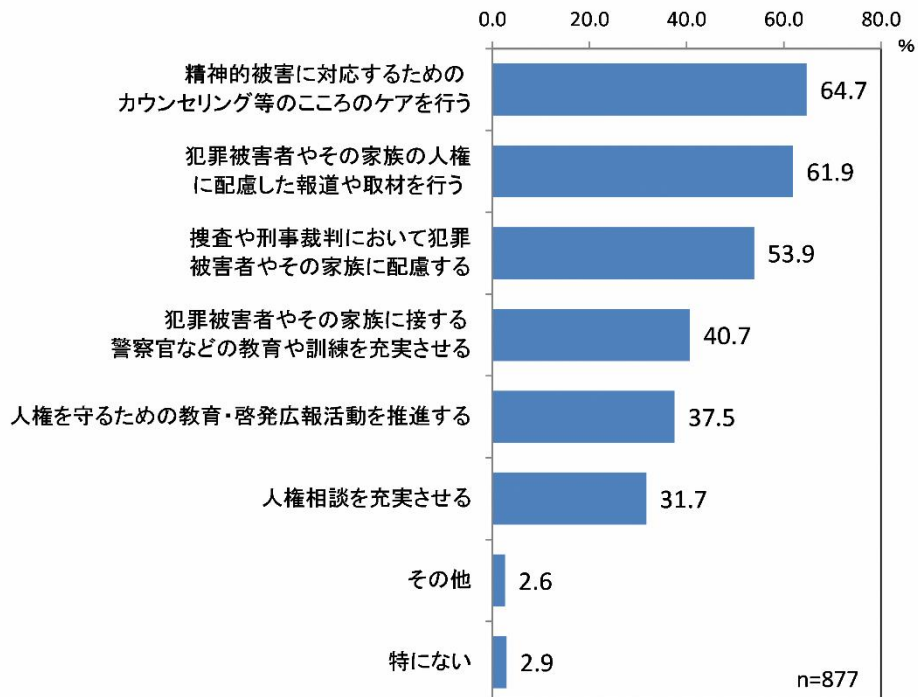
市民意識調査では、犯罪被害者やその家族に起きている人権問題は「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」と「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」を回答した人の割合がともに67.8%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が66.0%でした。また、犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「精神的被害に対応するためのカウンセリング等のこころのケアを行う」ことが64.7%、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」ことが61.9%、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者やその家族に配慮する」ことが53.9%でした。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組を行うことが重要です。そのため、国、県及び市内の関係部署と連携を図りながら、総合的な対応窓口として相談・情報提供、啓発活動に取り組む必要があります。

◆ 犯罪被害者やその家族に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



◆ 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なこと（複数回答）



10 インターネットによる人権侵害

<現状と課題>

インターネットは、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できること等の利便性をもたらす一方で、部落差別（同和問題）にかかる人名・地名等に関する差別的書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫等が生じています。また、スマートフォン（多機能携帯電話）の急速な児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板やSNSを利用した誹謗中傷やいじめ、出会い系サイト等様々なコミュニケーションサイトに関係した問題が発生しています。

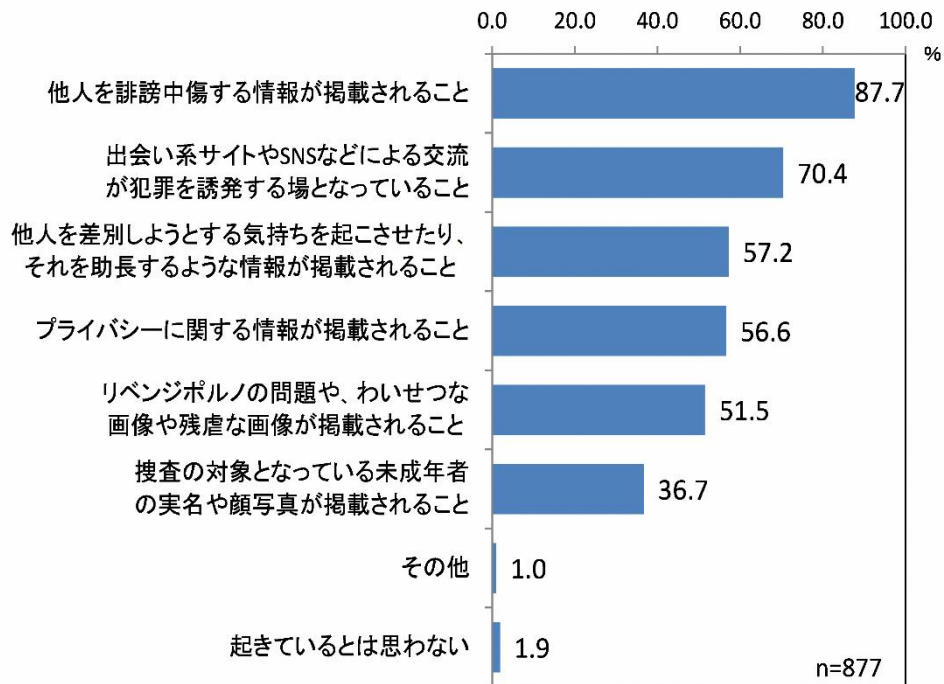
国は、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和6年（2024年）改正）」（通称：「プロバイダ責任制限法」）を施行し、インターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や被害者がプロバイダやサーバー管理者等に対して、発信者情報の開示を請求する権利等を定め、インターネット利用者の権利保護に取り組んでいます。

市民意識調査では、インターネットによる人権侵害は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を回答した人の割合が87.7%、「出会い系サイトやSNS等による交流が犯罪を誘発する場となっていること」が70.4%、「他人を差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」が57.2%でした。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことを聞いたところ、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」ことが74.6%、「プロバイダーやインターネットのサイト管理者に対し情報掲載の停止・削除を求める」ことが69.6%でした。

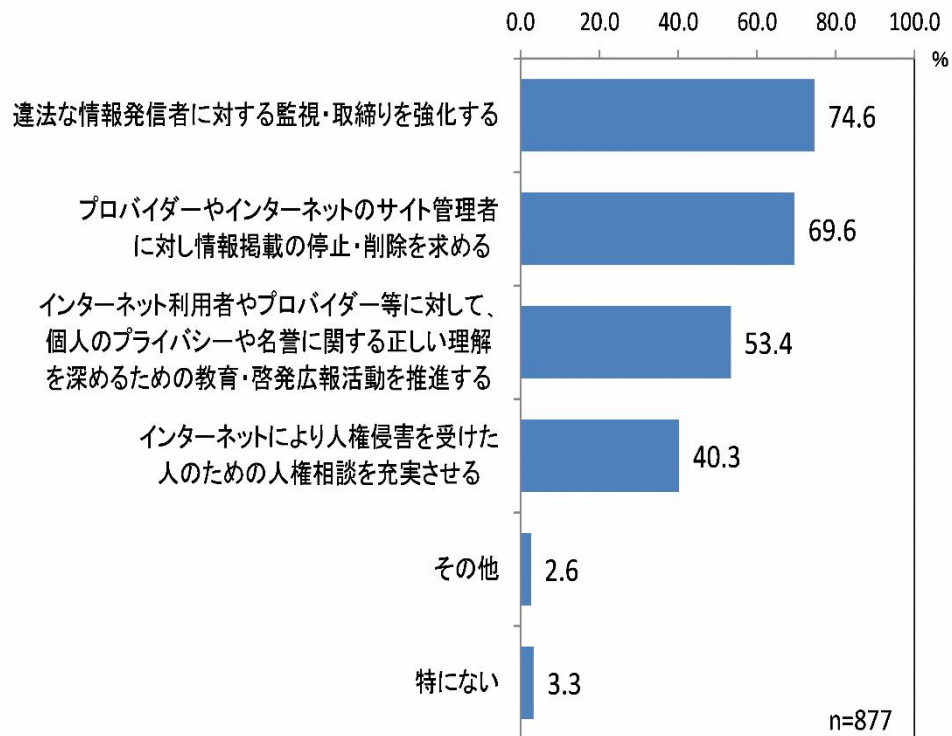
インターネットによる人権侵害を未然に防ぐため、学校においては、教職員の意識の向上を図りながら、情報に関する教育をはじめ、総合的な学習の時間等さまざまな学習機会を捉え、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法等についての学習を推進しています。

さらに、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、確かな人権感覚に基づくモラルを身に付けさせるよう努めていきます。

◆インターネットによる人権侵害で起きていると思う人権問題（複数回答）



◆インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（複数回答）



11 水俣病をめぐる人権

<現状と課題>

水俣病は、昭和31年（1956年）に水俣市でその発生が公式に確認され、平成16年（2004年）には裁判において水俣病被害の拡大を阻止する策を講じなかった、国と熊本県の責任が確定しています。

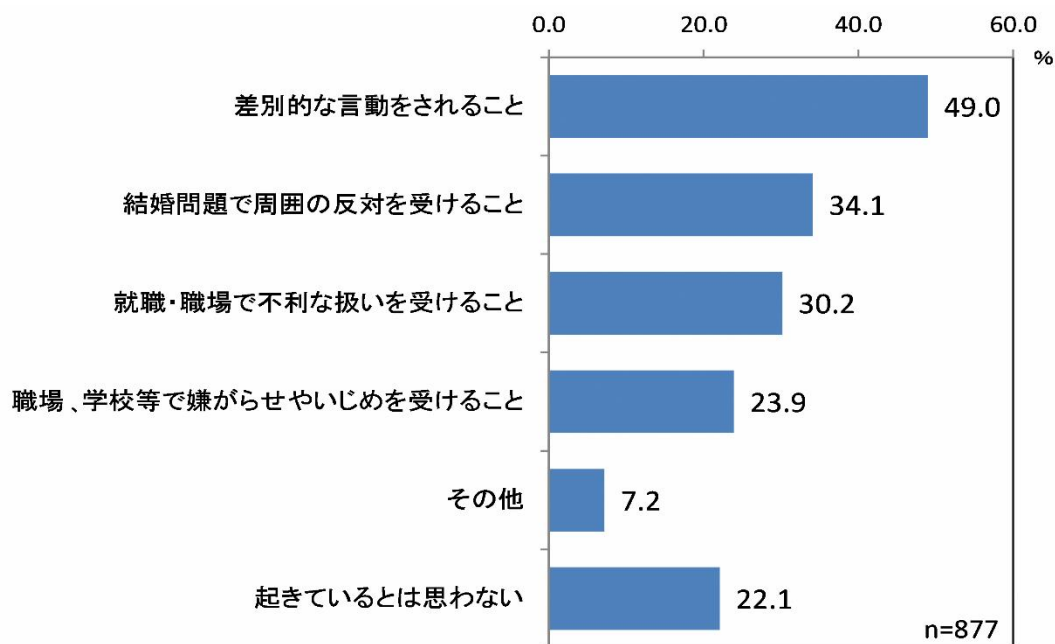
水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。水俣は企業城下町とも言われ、チッソという企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族はチッソと対立するものとして、差別や抑圧・忌避を受ける等住民間の対立が深まり、地域住民のきずなが損なわれました。患者がチッソから受ける補償金が、中傷や妬みを招くこともありました。水俣出身であるために結婚や就職を断られたり、水俣の産品が売れない等地域外からの差別もありました。このような事情から、水俣病に苦しみながらも、差別を恐れ、自分が水俣病であるということを言えなかった人もいます。

そして今なお「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語るができない等水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

市民意識調査では、水俣病患者等に対して起きている人権問題は、「差別的な言動をされること」を回答した人の割合が49.0%、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が34.1%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が30.2%でした。

水俣病に対する偏見や差別の解消のために、水俣病の歴史や事実を正しく学び、水俣病の教訓として、一度破壊された環境をとり戻すことの難しさや、命や人権を尊重することの大切さを広く発信していく等の啓発活動に今後も継続して取り組む必要があります。

◆水俣病患者等に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



12 ハンセン病回復者及びその家族の人権

<現状と課題>

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴等の日常生活では感染しないにもかかわらず、日本では、明治時代から誤った隔離政策がとられてきました。平成8年（1996年）の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ところが、「ハンセン病療養所」入所者の多くが、社会における根強い偏見に加え、高齢化等により、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの人々が療養所で暮らしています。県内においても、入所者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件が発生する等依然として偏見や差別は根強く残っています。

平成13年（2001年）に、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

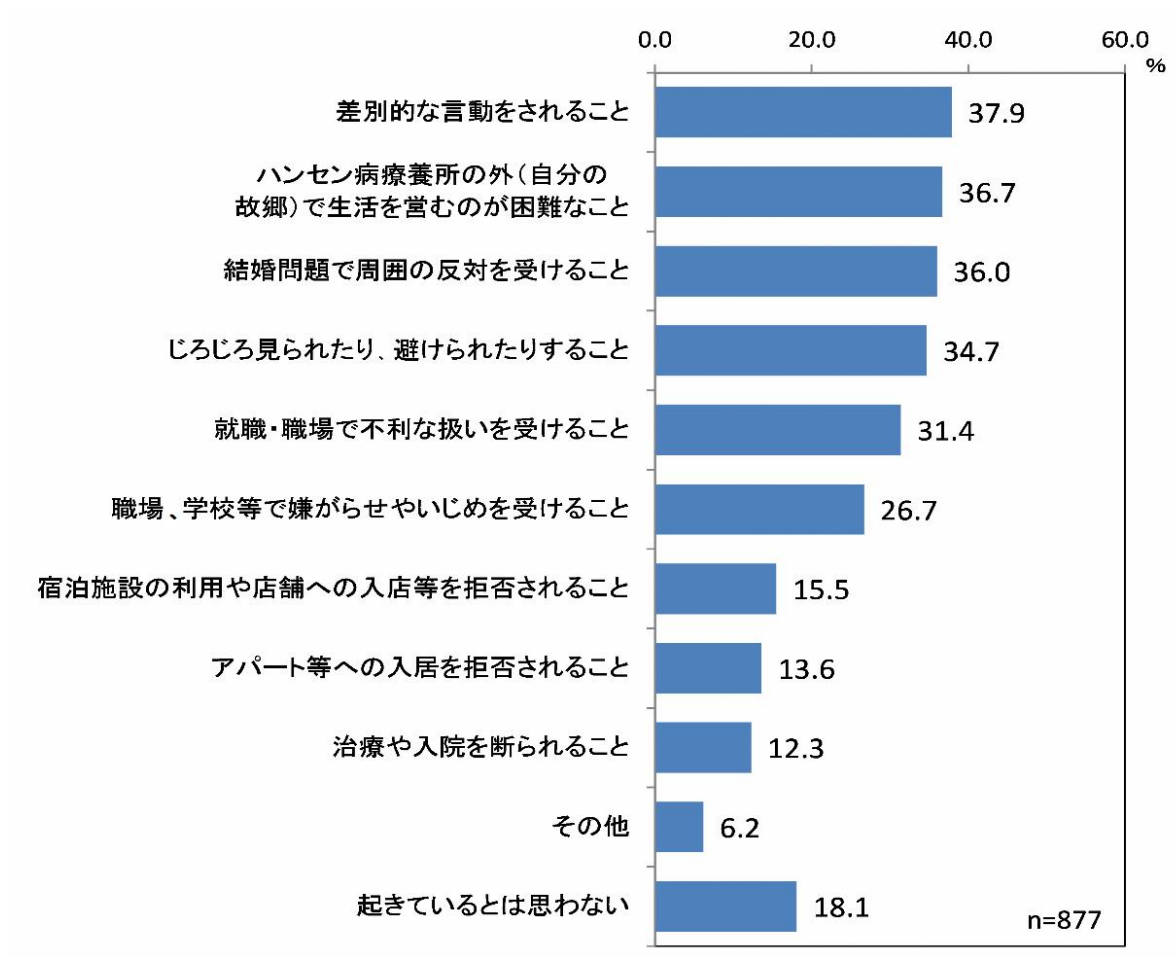
令和元年（2019年）には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められることになりました。

市民意識調査では、ハンセン病回復者やその家族に関して起きている人権問題は、「差別的な言動をされること」を回答した人の割合が37.9%、「ハンセン病療養所の外（自分の故郷）で生活を営むのが困難なこと」が36.7%、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が36.0%でした。

ハンセン病問題についての啓発は、正しい知識の普及と併せて、人間的な交流を通じて共感を呼び取組が必要であり、特に「無らい県運動」^{※8}により、ハンセン病の誤った事実認識を信じ込まされてきた時代を過ごした世代や、若い世代に対して重点的に啓発を行っていく必要があります。

^{※8}無らい県運動：「無らい県」とは、文字どおり、ハンセン病患者がいない県、すなわち、全ての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなくなった県を意味します。昭和6年（1931年）「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてから広く使用されるようになりました。「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込んだ官民一体となった運動です。

◆ハンセン病回復者及びその家族に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



13 性的マイノリティをめぐる人権

＜現状と課題＞

性的マイノリティ^{※9}の人々は、日常生活の様々な場面において、奇異な目で見られる等精神的な苦痛を受けているとともに、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。

市民意識調査では、性的マイノリティの人々に起きていると思う人権問題は、「差別的な言動をされること」と回答した人の割合が 57.7%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が 42.2%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が 35.1%でした。

学校においては、平成 27 年（2015 年）に文部科学省が「性同一性障害^{※10}に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向^{※11}・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止等への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

令和 5 年（2023 年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。この法律は、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的としています。

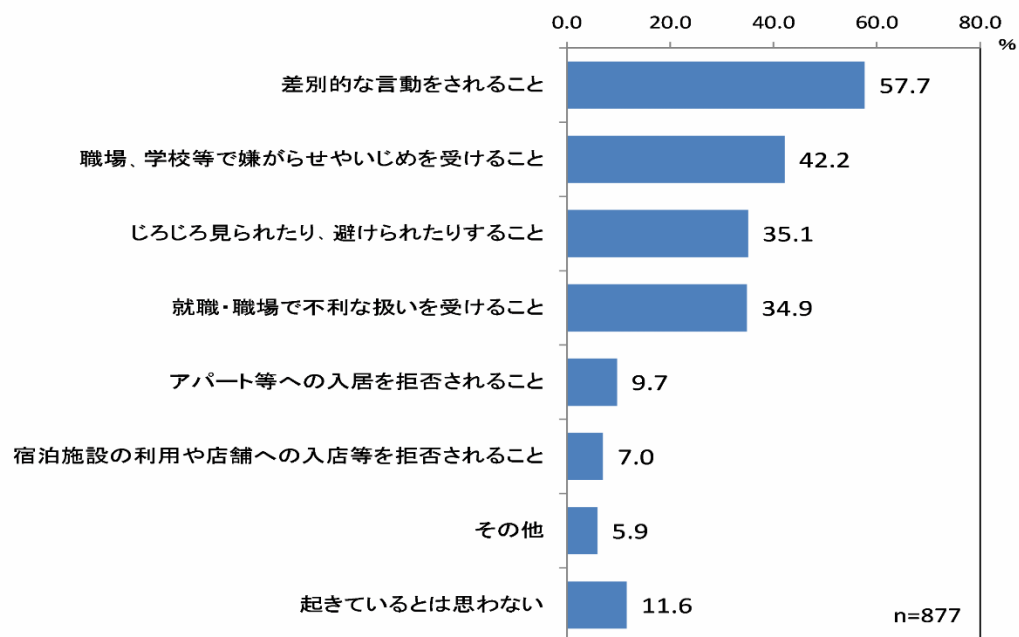
性的マイノリティの人々は、根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に相談したり、公言して生活したりすることができにくい環境にあります。このような人々の人権を守るために、学校、職場、地域社会等の周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていけるよう啓発を進めていきます。

※9 性的マイノリティ：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言います。そうした人々の総称として LGBTQ という言葉が使われていることが多いですが、性的マイノリティを表す言葉の一つとして「LGBTQ」があります。LGBTQ 以外にも様々なセクシャルリティが存在します。

※10 性同一性障害：生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるための医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。。

※11 性的指向：性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念を言います。

◆性的マイノリティの人権に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



14 様々な人権課題

(1) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、社会に根強い偏見や差別意識があり、本人に真摯な更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、就職や居住等の面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

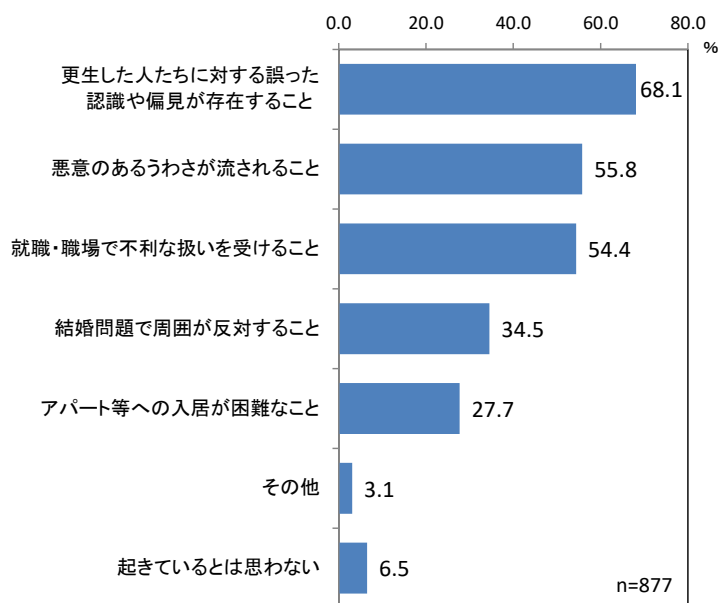
平成28年(2016年)、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

実社会では、更生を支援するため、更生保護ボランティアと呼ばれる様々な人々が活動しています。特に、保護司(法務大臣から委嘱)をはじめとして、更生保護女性会(女性のボランティア団体)、協力雇用主(民間の篤志事業家)は、身近な存在として、それぞれの分野で更生保護を支えています。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることがないように、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動」^{※12}等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

◆刑を終えて出所した人等の人権に関して起きていると思う人権問題(複数回答)



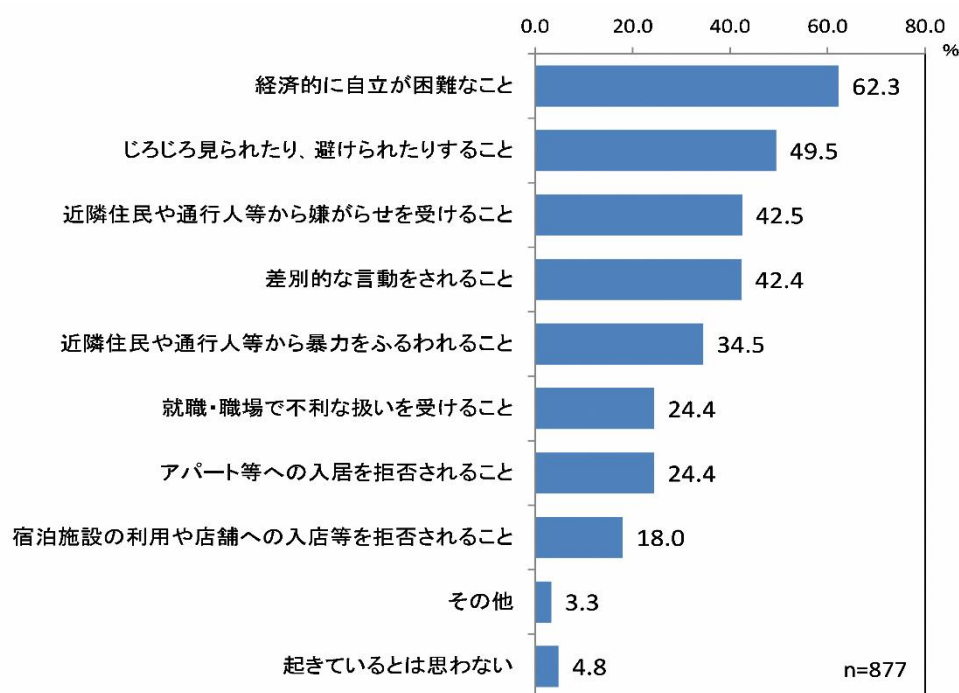
※12 社会を明るくする運動：安全で安心な地域社会を築くことを目的とし、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の立ち直りを地域社会で支える全国的な運動です。

(2) ホームレスの人々の人権

ホームレスの人々は、公園、河川等を起居の場所として日常生活を営んでいる人々ですが、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっていると言われています。自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情や嫌がらせ等が発生している状況も見受けられます。

ホームレスの人々が、自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解が必要です。そのためには、ホームレスの人々の実態（要因・背景・生活状況等）を住民が理解し、偏見や差別意識を解消していくことが必要です。

◆ホームレスに関して起きていると思う人権問題（複数回答）



(3) 拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害

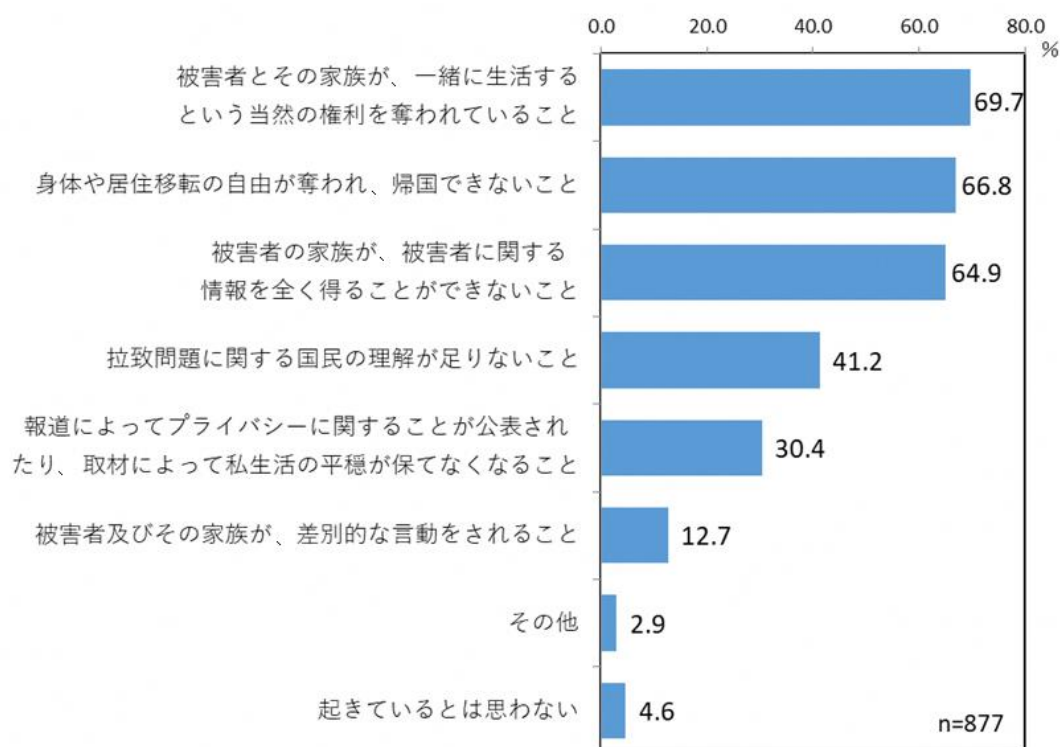
平成14年（2002年）9月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

国内では、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

さらに、拉致問題に対する国際的関心も高まっており、国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が連続で採択されています。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の二次的被害も生じています。この問題に対する正しい理解と認識を深めるために、様々な啓発活動に取り組む必要があります。

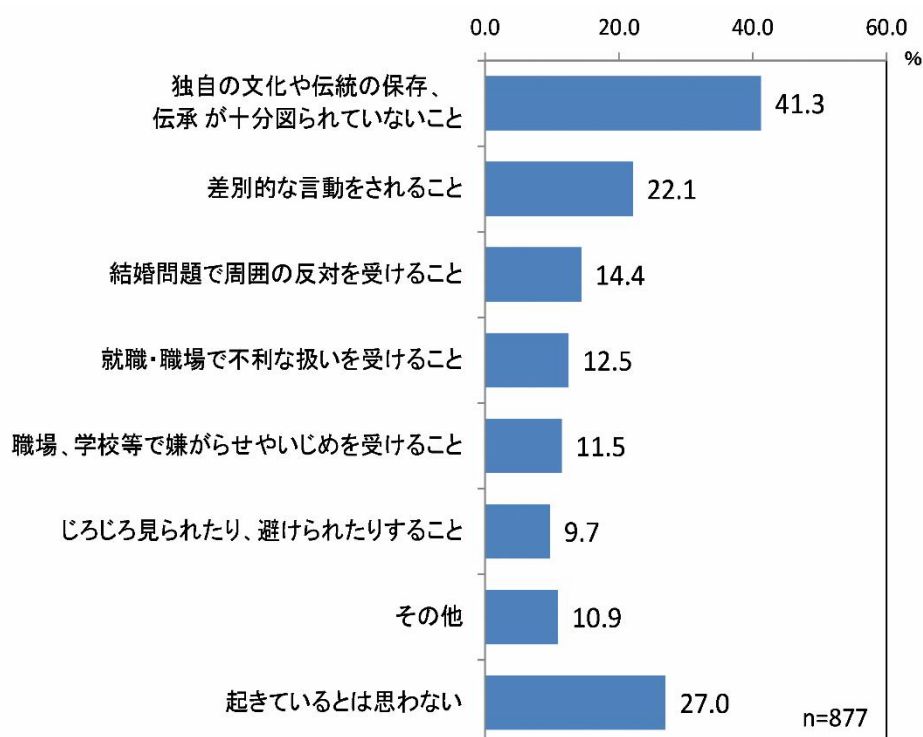
◆北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



(4) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道等に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用等伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が不十分であるため、結婚や就職等において偏見や差別の問題が依然として存在しています。アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

◆アイヌの人々に関して起きていると思う人権問題（複数回答）



(5) 新たな人権課題

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては、様々な人権問題が存在します。例えば、パワー・ハラスメント等労働者への人権侵害や災害時における被災者への対応等社会的な問題の多くが、人権問題としての側面をもっています。

平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震では、避難誘導や避難所の運営について、様々な課題が明らかになりました。避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子ども等緊急時に弱い立場になる者の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。

急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

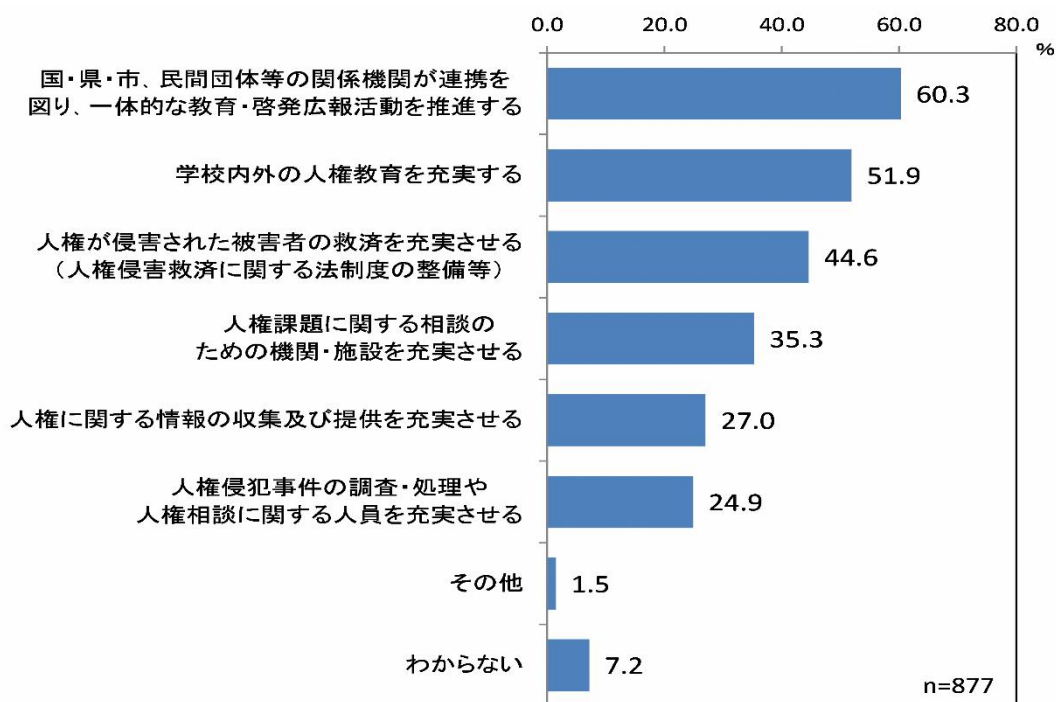
第4章 人権教育・啓発の取組の方向

市民意識調査の結果では、人権課題解決に向けて必要なことを聞いたところ、「国・県・市、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」と回答した人の割合が60.3%、「学校内外の人権教育を充実する」が51.9%、「人権が侵害された被害の救済を充実する（人権侵害救済に関する法制度の整備等）」が44.6%でした。

人権教育・啓発活動を行う上では、より専門的な講話や自らの知識や体験をもって積極的に関わる参加体験型学習を取り入れる等創意工夫を凝らし、人権に関する知識や理解を深めるとともに、日常生活における実践的な態度を培っていくことが必要です。

今後の人権教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組内容を振り返り、より効果的な手法を検討しながら実施していきます。

◆人権課題解決に向けて必要なこと（複数回答）



1 人権教育

(1) 就学前教育

全ての認定こども園・幼稚園・保育所等において、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や人権を大切にする心を育てる就学前教育に努めます。特に、乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、全ての職員が一人ひとりの子どもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域と緊密な連携を図ります。

(2) 学校教育

教職員が、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践力を持った児童生徒を育成します。

① 推進体制の確立

「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮し、人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により、人権教育を組織的に進めます。

② 研修の充実

教職員一人ひとりが、人権問題解決のために教育が果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、人権感覚を磨き、様々な人権問題に関する認識を深め、実践的な指導力を身に付けられるよう、役職や教職経験に応じた段階的な研修の充実を図ります。

③ 学習環境の整備

各学校が人権尊重の精神に立った学校運営や教育指導に努めることにより、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保することに取り組みます。また、教職員一人ひとりの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努めます。

④ いじめ問題に対する取組

「宇土市いじめ防止基本方針」に沿って、児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌づくりに努めます。また、早期発見のため、ささいな兆候であっても、教職員が早い段階からの的確に関わり、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努めます。

また、いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者

の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組んでいきます。

⑤ 家庭・地域との連携

地域とともにある学校が人権教育・啓発の推進拠点としての役割を十分発揮できるよう、家庭・地域との間で様々な情報を交換する等緊密な連携を図ります。

また、人権尊重の意識が児童生徒一人ひとりに身に付くよう、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力向上に取り組めます。

(3) 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組の中で、市民一人ひとりが自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備・充実が求められています。その際、家庭や地域等の身近な人々や関係機関等との連携・協力を通して、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚を養う必要があります。

① 家庭教育に対する支援

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断等人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別しないということを、親自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。そのため、親と子どもがともに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備等により、家庭教育の支援に努めます。

② 学習機会の充実及び学校教育との連携

人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた講座等の開設や交流事業等の取組を促進します。また、学校教育との連携を図りながら、青少年等の豊かな人間性を育むため、地域人材を活用した様々な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通して地域の教育力の向上を図るとともに、一人ひとりの特性を踏まえながらお互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

③ 学習意欲を高める創意工夫

人権が日常生活の様々な場面で関わるということが理解できる学習内容を組み立てるとともに、様々な人とのふれあい体験を通して、人権感覚が自然に身に付く参加体験型学習プログラムを取り入れる等内容・手法の創意工夫を図り、学習意欲が高まるように努めます。

④ 地域における指導者の養成

人権教育・啓発を推進する指導者は、様々な人権問題の解決に向け、地域の実情に即した取組を進める上で重要な役割を担っています。人権問題に関する深い知識と実践力を持った指導者を養成するとともに、資質の向上に取り組み、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう支援します。

2 人権啓発

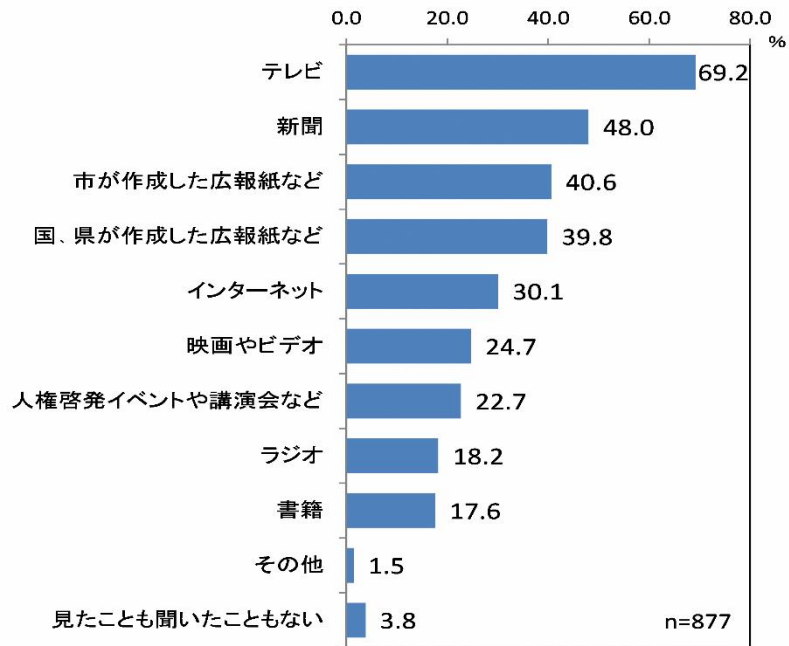
市民一人ひとりが人権尊重の理念についての理解を深め、それが日常生活において自らの態度や行動に無意識のうちに現れるよう、広報啓発や情報発信等に取り組みます。

市民意識調査では、見聞きしたことがある人権の啓発活動は、テレビと回答した人の割合が69.2%、新聞が48.0%、市が作成した広報紙などが40.6%でした。

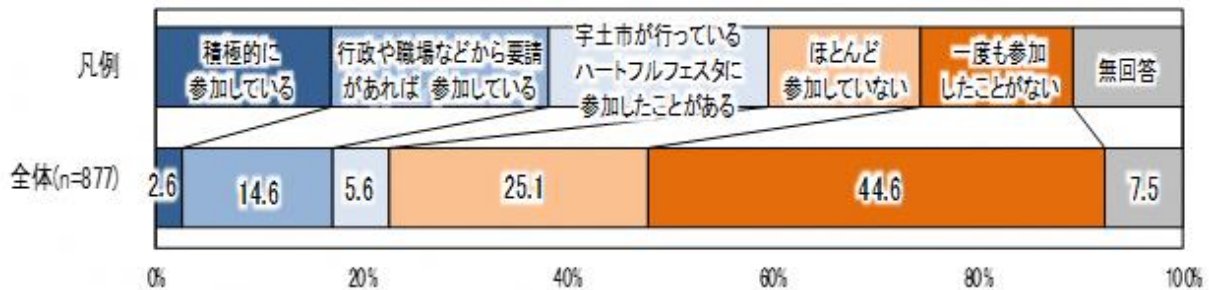
また、市が開催しているハートフルフェスタやその他、各所で開催されている人権問題に関する講演会等への参加については、「一度も参加したことがない」と回答した人の割合が44.6%でした。講演会や人権に関するイベント等に参加していない理由としては、「開催されることを知らなかった」と回答した人が46.3%でした。

人権啓発の実施に当たっては、人権に関するイベント等の情報発信方法の見直しを行い、啓発手法を工夫するとともに、幼児から高齢者に至るまで、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、対象者が家庭や学校、職場等で体験した人権に関わる問題を具体的に上げたりする等創意工夫に努めます。

◆見聞きしたことがある人権問題の啓発活動

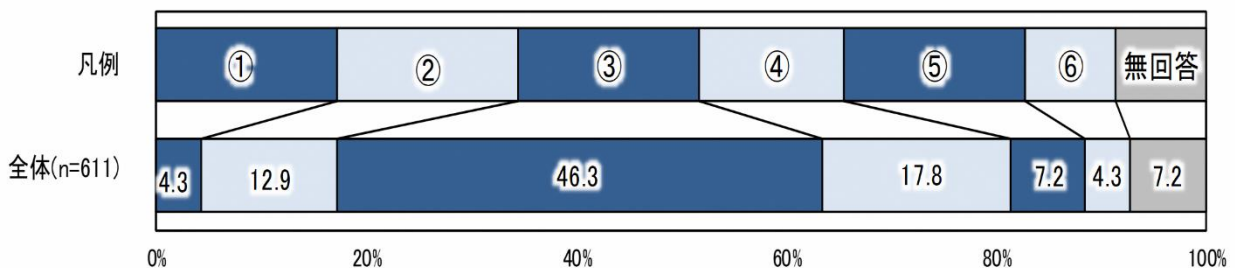


◆人権問題に関する講演会などへの参加について

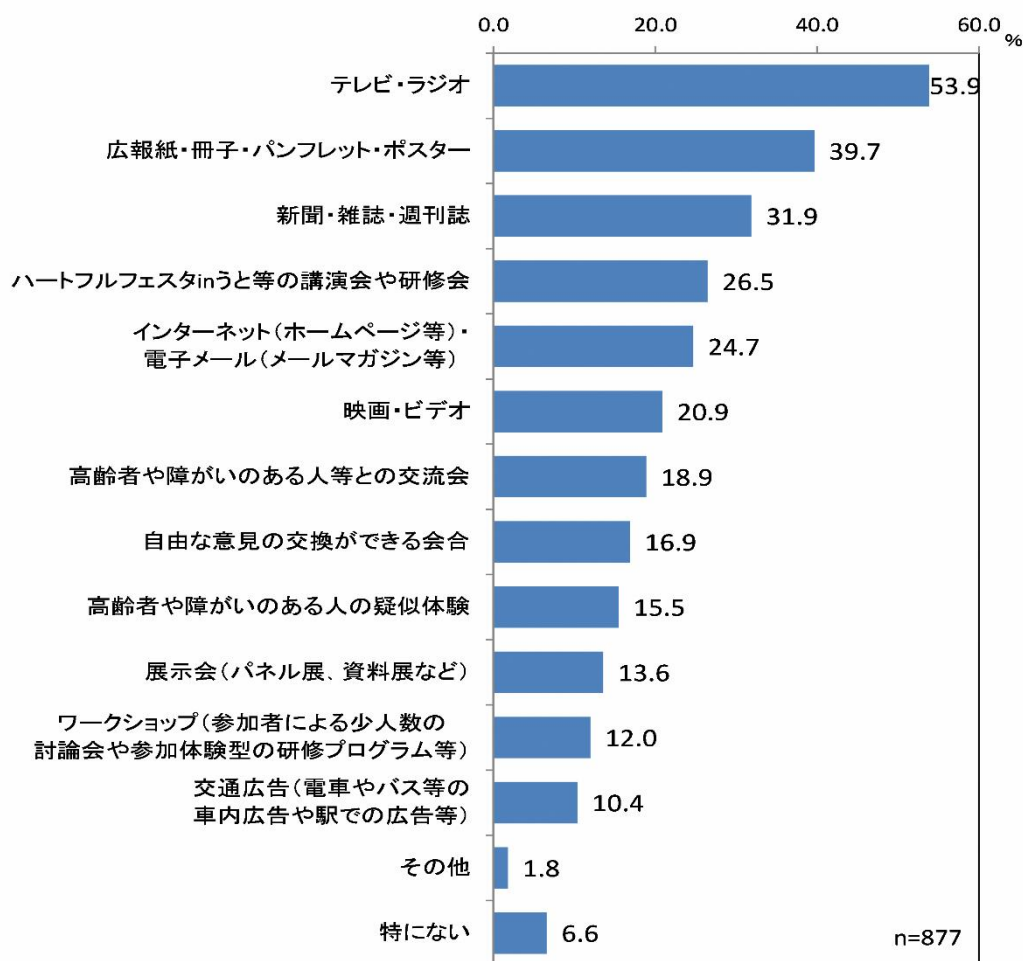


◆人権問題に関する講演会等に参加していない理由

- ① 講演会などが開催されるのは知っていたが、自分には関係ないと思い、参加しなかった。
- ② 講演会などが開催されるのは知っていたが、関心がなかった。
- ③ 講演会などが開催されることを知らなかった。
- ④ 他の用事や仕事で参加できなかった。
- ⑤ 人権については十分理解しているので、参加する必要はないと思った。
- ⑥ その他



◆効果的だと思う啓発・広報活動



(1) 人権啓発の内容

① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容が、市民に正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

② 人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、幼児や小学生等が巻き込まれる痛ましい事件をはじめ、児童虐待、DV、近隣者間でのトラブル等日常生活の様々な場面において、ささいなことから人が傷つけられたりするような事件が多発しています。また、インターネット上での差別的な書き込みや様々なハラスメント等身近なところでも深刻な人権問題が発生しています。その要因としては、

人の生命や人格を尊重する意識が薄れてきていることが挙げられます。

一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるということ、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また、日本には、世間体を気にしたり、横並び意識があること等により、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風潮があります。世間体に惑わされたりすることなく、異なる考え方や価値観を認め、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

③ 日常生活での実践につなげる

人権尊重の理念についての理解にとどまらず、人権問題を自分自身の問題として真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心やそれを解決しようとする主体的な態度等が日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

(2) 人権啓発の方法

① 対象者の発達段階に応じた啓発

対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、家庭や学校、職場等における日常生活の経験等を人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうような啓発を進めます。

② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発においては、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行う等により、具体的なイメージが湧き、自らの問題として捉え易くなります。そのような事例を反復・継続して取り上げる等市民が人権問題を身近に感じ、人権への理解を一層深められるような啓発を進めます。

③ 参加・体験型の啓発

市民自らが人権について考え、人権の意義や人権尊重の理念についての認識が日常生活における態度や行動に現れるよう、参加者による活発な意見交換の中から課題を発見し、解決に向けた提言を行うワークショップ等の参加・体験型の研修を実施します。

④ 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含め全ての人が地域の中で自立し、社会参加の機会が得られ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。

ます。このため、高齢者・障がい者施設等における交流やボランティア活動等市民が自発的・主体的に活動できる機会の提供に努めます。

(3) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

対市民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人等人権に関わりの深い職業等に従事する人が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発が重要です。

また、自ら行っている日常の業務がいかに市民の人権に深い関わりを持っているかということ、さらに、気にとめずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行えるよう、次のような人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発が必要です。

① 公務員

本市職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければなりません。そのためには、新規採用職員から管理・監督職に至る全ての階層での人権問題に関する研修やOJT※¹³の充実等意識の高揚を図る必要があります。引き続き、職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

② 保育士・幼稚園教諭・教職員

家庭や地域との連携を図りながら幼稚園等や学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進するためには、保育士・幼稚園教諭・教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。そのため、保育士・幼稚園教諭・教職員が幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、課題の共有化に基づく園・学校総体としての取組や保育士・幼稚園教諭・教職員の実践的指導力を高めるための取組等経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。

③ 企業等

就職差別や職場での人権問題等さまざまな問題が明るみになり、企業の社会的責任が厳しく問われています。このような状況の中で、企業では人権尊重の視点に立って従業員への研修を実施

※¹³ OJT：「On-the-Job Training」の略で、職場での実務を通じて、上司や先輩職員が新入職員や若手職員に知識やスキルを教える育成方法のことです。新人教育や、特定のスキル習得を目的として、現場での実践的な学習を重視します。

し、職場からあらゆる差別を根絶する努力を重ねることが強く望まれます。企業内研修において、人権問題への正しい理解と認識が深められるよう、研修会のあり方・内容・資料・講師等に関する相談機能の充実を検討し、啓発を推進します。

④ 社会教育関係者

社会教育関係者（老人クラブ・子ども会・地域婦人会等）は、市民の日々の生活と密接な関係があるため、人権問題についても大きな影響力を有しています。したがって、市民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚及び指導力の向上が強く求められます。今後も関係者が確かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育の研修の充実及び啓発の促進に努めます。

⑤ 保健・医療・福祉関係者

医療・介護・相談等を通して市民の生命や健康、生活に直接関わる職業等に従事している人々は、患者や対象となる個人の人権の尊重と秘密の保持等きめ細やかな配慮が必要とされます。このため、自主的な研修を実施するとともに、さまざまな研修会等を通して人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養うよう啓発の促進に努めます。

⑥ マスメディア関係者

テレビや新聞等のマスメディアは、記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかしその一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合等は、その権利侵害は非常に大きなものになるおそれがあります。

マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取組が行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取組を要請します。

第5章 推進体制と計画の検証

1 推進体制

(1) 市の推進体制

「基本計画」の推進に当たっては、宇土市人権教育推進協議会や関係部署との連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進に向けて全庁体制で取り組みます。

さらに、市民に対する人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などあらゆる場を通して行われることで、より実効あるものになると考えられることから、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互の連携を図る必要があります。

① 様々な手法による啓発

広報紙やホームページ、市の公式 SNS を活用して、人権に関する情報や、講習会や啓発イベントへの参加の呼び掛け等を積極的に行います。また、広く市民が参加できる講演会や、パネル展等の啓発イベント等を実施します。

② 人材の育成

市職員、教職員をはじめとする公務員や、住民に接する機会の多い職業等に従事する人が、人権尊重の視点に立って業務を遂行できるよう研修会を実施します。また、人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるために、行政、学校、企業・民間団体、地域等において、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要があります。このため、参加体験型の研修を実施する等受講者がそれぞれの職場や地域等において人権教育・啓発を実践できるよう支援します。

③ 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する内外の情勢は時々刻々と変化することから、情報の収集に努めるとともに、関係機関や民間団体、市民等への適切な情報提供に努めます。

④ 調査・研究

人権教育・啓発を進めるに当たっては、これまでの人権教育・啓発への取組を反省・評価しながら、その後の人権教育・啓発の中で実践するという改善の姿勢が求められます。このようなことを総合的・体系的に進めるために、市内外の人権教育・啓発手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究することが重要です。

⑤ 相談体制の充実

本市では、人権擁護委員との連携を図りながら、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後も、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が自立に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、身近な相談体制の充実に努めます。

(2) 国・県・近隣自治体・関係団体との連携

市民意識調査では、人権課題解決に向けて必要なこととして、「国・県・市、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」ことを回答した人の割合は60.3%でした。市では、地方法務局や人権擁護委員等国の人権擁護機関との連携をより一層深めながら地域の実情に即した人権教育・啓発に取り組みます。また、インターネット等の普及に伴い複雑化・巧妙化している人権問題に対応するためにも、近隣自治体・関係団体との連携・協力を図ります。

(3) 企業・民間団体との連携

企業や民間団体、また、保健・医療・福祉関係者等に対しては、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組を支援します。

(4) 家庭・地域との連携

民生・児童委員や人権擁護委員との連携の下、家庭や地域での人権教育・啓発を推進します。また、地域においては、さまざまな機会をとらえて人権に関する学習の場を設け、人権意識の高揚を図ります。

(5) 計画の進捗管理

国内外の人権を取り巻く状況や、本市における人権をめぐる状況及び人権教育・啓発の現状に常に留意しながら、その変化等に適切に対応するため、必要に応じて「基本計画」の見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、この計画に基づいて行われた事業の検証・評価を行いながら、庁内の関係部局だけではなく、広く市民や人権に関わる有識者等の意見も反映されるよう、十分に配慮するものとします。

2 基本計画の検証

基本計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするために、市民意識調査を基に、次のとおり評価指標を設定します。

評価指標	実績 2022年度	目標 2032年度
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	70.0%	80.0%
宇土市が行っているハートフルフェスタに参加したことがあると回答した市民の割合	5.6%	10.0%

資料編

1 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月 3日

施行 昭和22年 5月 3日

（略）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】 公務員を選定し、及び

これを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の社会的使命】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手続の保障】 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

(略)

第97条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年

度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ見直しを行うものとする。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規

定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞な

く、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成二十八年六月三日)

(法律第六十八号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律をここに公布する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

6 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日)

(法律第百九号)

第百九十二回臨時国会

第三次安倍内閣

部落差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 宇土市部落差別等をなくし人権を擁護する条例

平成8年3月22日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、女性等への差別など、あらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めなければならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、差別をなくすため、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護意識の高揚等に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 前項の施策を推進するため、国、県及び各種関係団体等と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査等を行うものとする。

(相談体制の整備)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体等と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県、近隣自治体及び各種関係団体等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議等)

第8条 市は、第4条の施策を効果的に推進するため、必要な事項については、市が設置している協議会等において協議等を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 宇土市人権教育推進協議会会則

(設置)

第1条 宇土市における人権教育の研究と推進を図ることを目的とするため、宇土市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 人権教育の研究と実践に関すること。
- (2) 人権に関する広報、調査活動に関すること。
- (3) 学級、講座活動における人権問題の学習会の開催
- (4) 講演会、研修会等の開催
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 協議会委員は、25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校関係、福祉関係、社会教育関係、企業関係
- (2) 市議会、行政及び教育委員会職員
- (3) 人権教育に関する団体
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、その任期の初日が4月1日以外の日である場合においては、2年以内とすることができる。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員が、その職を離れたときは、当該委員を辞職したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の互選による。

4 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

(役員会の設置)

第7条 会長が必要と認めた事項を協議するため、役員会を開くことができる。

2 役員会の委員は、協議会の委員のうちから市長が委嘱する。

3 役員会の委員は、5名以内で組織する。

(準用)

第8条 第4条、第6条の規定は、役員会の場合に準用する。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯活動推進課において処理する。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成8年11月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年3月21日から施行する。

宇土市人権教育・啓発基本計画【第3次改訂】

発行：2026年3月 発行者：熊本県宇土市

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

■ 総務部 総務課

Tel0964-27-3303 fax0964-22-0110

■ 教育委員会事務局 生涯活動推進課

Tel0964-22-6510 fax0964-23-1002